

現象と秩序

第14号 (2021.03)

論 説

- 「試着のエスノメソドロジー」の可能性
—何がどのように試着されるのか—..... 1
堀田 裕子
- セクシャル・ハラスメントを「語る」とはいかなることか..... 2 1
加戸 友佳子
- 日本におけるヒアリング・ヴォイシズ運動の受容
—「聴声」概念の創出とその説明の変遷—..... 3 1
中恵 真理子
- 明治・大正期の大阪落語資料にみる罵りの助動詞について..... 4 5
村中 淑子
- 人権社会学としての『〈当事者宣言〉の社会学』..... 6 5
榎田 美雄
- 『現象と秩序』投稿規定・執筆要領..... 7 7
編集後記..... 8 1

「試着のエスノメソドロジー」の可能性

—何がどのように試着されるのか—

堀田 裕子

愛知学泉大学 現代マネジメント学部

hotta@gakusen.ac.jp

The Possibility Behind the “Ethnomethodology of a Fitting Scene”

: What and How We Try on

HOTTA Yuko

Aichi Gakusen University

keywords: Clothing, Ethnomethodology, Fashion, Fitting, Video Ethnography

概要

これまでのファッション研究において、試着という行為に注目した議論はほとんどおこなわれてきていない。だが、その行為は客の身体と衣服との関係性を形づくっていく創造的なものであり、その実態に迫ることは、今後よりニーズが高まると考えられる仮想試着システムの構築においても重要な意味をもつであろう。「試着のエスノメソドロジー」として構想しているのは、試着を「衣服が身体にフィットするか判別する試み」と考えた場合に見落としてしまうものを、実際の試着相互行為場面から拾い出すことである。衣服は陳列されている時、他の衣服との比較において意味づけられる（モードA）。しかし、試着されたとたん、衣服は唯一無二のものとしての客の身体や他のアイテムと調和するかどうかという位相に置かれることになる（モードB）。本稿は、試着接客場面のビデオ・エスノグラフィーに基づき、この2つのモードの違いを示している。また、試着接客場面に特徴的な相互行為秩序として「クレーム説得連鎖」を見出すことができた。

1 はじめに——「試着のエスノメソドロジー」のために

衣服は「第二の皮膚」(second skin)である(Lemoine-Luccioni 1983=1993; Kaiser 1985=1994)。衣服は私たちの皮膚の表面でパフォーマンスに表現を繰り返す、たんなる皮膚であるどころか、「皮膚よりもはるかに魅力的な肌となることができる」(北山 1999: 19)。その意味では、「皮膚が第二の服なのである」(鷺田 1993)とさえ言えよう。だからこそ、衣服と出会い、選び、購入するという一連の活動は私たちにとって重大な意味をもつ。そのなかで、購入の最終決定を下すための資源として重要な意味をもつのが、試着という行為である。

近年では、実店舗に行かずインターネット上で衣服を購入するケースも増えている。いや、「増えている」というのはミスリーディングな言い方かもしれない。

2017（平成 29）年に、一般社団法人日本衣料管理協会が女子学生を対象に本人とその親の所持する衣料に関しておこなった調査によると、普段の衣料品購入先として「ほとんど実店舗」、「実店舗のほうが多い」と回答した人が、学生も親もともに 8 割を超えている¹⁾。そして、2019（令和元）年度と同調査によると、衣料品の購入場所は、専門店・チェーン店、百貨店、スーパー・量販店と続き、フリーマーケットや古着店を含めると実店舗で購入する割合はやはり約 8 割とほとんど変わらない²⁾。インターネット上で衣料品を購入する割合は、インターネット・通信販売 16.3%、フリマアプリ・ネットオークション 1.2%と 2 割に満たないようなのである。もちろん、2020（令和 2）年度は新型コロナウイルス感染症の流行に見舞われたことから、インターネット上での購入割合が増えている可能性もある。これについてはデータの収集を待たなければならない。

ところで、先述の 2017（平成 29）年度調査では「トピックス調査」³⁾として、「ネット購入」に関して別項を設けて詳細に質問されている。それによると、ネットショッピングを利用したことのある人のうち、利用時に不満経験のある人は 6 割以上で、最も回答率が高かったのは、「イメージ（写真など）と違った」であった。親世代は「着てみたら似合わなかった」、学生は「サイズが合わなかった」がそれぞれ 2 位を占めていた。また、ネットショッピングで衣料品を「購入しなくなった、あるいは購入しない理由」としては、両世代ともに、「実物を見て買いたいから」、「試着が出来ないから」、「届いたものがイメージと違うと嫌だから」の順で回答率が高かった。衣服の「ネット購入」時の問題は、1) 映像と実際との違い、2) 自己像とのギャップ、3) 身体的フィット感にまとめることができよう。

こうした「ネット購入」時の不満と不安を解消するために考案されたのが、VR や AR の技術を用いた仮想試着システムである。多くの情報工学研究者が本システムに関する研究をおこなっており⁴⁾、実際にさまざまな事業者がアプリケーションを開発し活用している⁵⁾。「ネット購入」が 2 割に満たない昨今、仮想試着システムを利用して購入に結びつくケースはまだまだ少ないと想像される。だが、「ウィズコロナ」や「ポストコロナ」が叫ばれる現在そして近い将来、非接触型の試着へのニーズはより高まると予想される。

ところが、人びとが実際に何をどのように試着し選択しているかに関する研究自体は、これまで十分におこなわれてきたとは言いがたい。仮想試着システムに関する論文においても、高度な技術とアイデアには目を見張るものがあるものの、実際に人びとが何をどのように試着しているのか、そしてしたいのかについては、例として使用されている衣服やその試着例を見てみるとあまり考慮されていないように思われる。いっぽう、被服行動に関する先行研究においては、衣服の意義や自己と衣服との根源的な関係性、あるいは衣服の社会性や記号性に関する議論は多くおこなわれてきたが（鷺田 1993; 北山 1999 など）、試着という実際の行為に着目した議論はおこなわれていない。両研究とも多くの研究蓄積があるだけに、その間をつなぐ「試着のエスノメソドロジー」が必要であると考えられる。

「試着のエスノメソドロジー」の課題は、試着を「衣服が身体にフィットするか判別する試み」と考えた場合に見落としてしまうものを、実際の試着相互行為場面から拾い出すことである。衣料品は陳列されている時、色・柄・デザインなどの観点から、他の衣服との比較において意味づけられる。こうした衣服の様態を、本稿では「モードA」と名づけておこう。しかし、衣服は棚やハンガーから取り出され試着された瞬間、唯一無二のものとしての試着者の身体や他のアイテムと調和するかどうかという位相に置かれることになる。この様態を「モードB」とする。本稿では「試着のエスノメソドロジー」の可能性として、この「モードA」と「モードB」との違いを明らかにしていくとともに、試着接客場面に特徴的な相互行為秩序を見出していきたい。

2 試着という行為について、および調査概要

衣服の選択と試着という行為について、まず重要な諸点を確認しておきたい。

第1に、衣料品店で試着をする際、私たちは何を試着するかという点である。スーツやジーンズなどの身体へのフィット感が重要になるアイテムについては、試着せずに購入することはほとんどないと思われる（とくにボトムス）。コートなどのアウターも、その時着用している衣服を脱がず羽織ることができるため、多くの人が試着するであろう。つまり、身体へのフィット感が重要であるもの、容易に着用できるものは比較的試着の対象となる。

逆に、Tシャツやトレーナーなどの伸縮性があり比較的ゆとりがあるようにデザインされているアイテムについては、身体に当てがい顔映りを確認するだけで購入に至ることが多いと思われる。そもそも襟もボタンもないTシャツやトレーナーは、着方が画一的になりがちである（もちろん上下内外に着用するアイテムや、裾をボトムスに入れる／入れないなどでその「表情」は変わりうるのだが）。このように考えると、襟やボタンがありそれ自体の「表情」が variability するアイテムについては、比較的試着されやすいと考えられる。つまり、ひとくくりに衣服といっても、顔映りさえ確認できればよいものがあり、そういったアイテムが試着されることはほとんどない、ということである。

第2に、客はつねに自分の身体に合ったサイズの衣服を試着したり購入したりするとは限らないという事実である。あえてオーバーサイズのもを着用し、袖口に少し皺をつくりつつ手を半分隠すようにして着用することもあるし、逆に、(体型に自信のある人などは)伸縮性のある素材であれば小さめのサイズのもを着用し、身体のラインを強調するようにして着用することもある。 「服に着られる」などという言葉があるが、私たちはむしろ日常的にはこのように創造的に「服を着ている」という事実は重要である。ただし、結婚衣装や礼服のような式典に使用する衣服はこの限りではない。

第3に、衣服を選ぶ際には手持ちのアイテムとの「相性」も重要になってくる。いくら顔映りが良くても、自分がすでに所持しているアイテムとまったく組み合わせられないようなものは購入しづらい。私たちは衣服を選択する際も試着する際も、目の前にある（あるいは試着している）これと、自宅のクローゼットにある他の衣料品との組み合わせを考

える。できるならば自宅からあの服を持ってきてこの服と合うか確認したい、などと思うこともしばしばであろう。ここでもやはり、結婚衣装や礼服などは例外的だと言えよう。

ここで以上のような衣服の選択と試着に関する重要事項を確認したのは、先述のように、こうした衣服に対する意識と試着行動についての理解が十分ではないと思われる仮想試着システムの例があるからである。たとえば、Tシャツの色で迷っている場合、もちろん試着者本人にとっての顔映りは重要である。だがそれは、色相・彩度・明度に留意した画像認識の技術を以て、Tシャツの画像と顔写真を組み合わせれば確認できよう。また、オーバーサイズのニットやトレーナーに皺をつくる着方、あるいは肩の縫い目が上腕部に落ちるような着方をしたい場合に、自己の身体と衣服とによってできる皺は再現されない。その皺についても、どこに入れたいかは人にも衣服にもよる（肘の辺りの皺と袖口近くの皺とでは印象が異なる）。あるいは、袖をロールアップする場合、どこまで捲るかは個人の好みや腕の長さなどによって決まってくるであろう。さらに、襟を立てたりボタンを開けたりした場合の印象や他のアイテムとの組み合わせも、試着行動のなかで確認されよう。

このように私たちが実際におこなっている衣服の選択および試着に関する先行研究として、徳島大学の学部生が執筆した卒業論文「試着のエスノメソドロジー」（中井 2011）がある。セレクトショップを舞台に、商品を見て回り、試着を繰り返し、最終的に購入に至るまでの行為の構造、試着と購買を促す店内のレイアウト上の工夫、店員の役割、交わされる言葉の非概念的意味など、試着という行為に関してさまざまな気づきを与えてくれるものである。本稿では、この先行研究で用いられたものと同じデータを用いて、試着に関する研究をいま一步進めていきたい。

調査の概要を振り返っておく。ここで扱うのは、中井（2011）において使用されたものと同じ、とあるセレクトショップ（ブティック）で撮影させていただいた「買い物調査」のビデオデータである。同ブティックでは計3回の撮影機会を得た。調査時期はいずれも9月で、これから秋を迎えるというタイミングであるため、店内にはおもに秋冬物が並んでいるという状況であった。

第1回調査はビデオカメラ3台、第2回と第3回調査は2台で撮影したが、店内には大音量で音楽が流れており、また別の客と店員との会話も入り混じるなどして、データとしての音声聞き取りづらくなっている。第2回と第3回調査では、試着者が胸元に小型マイクを装着したことで比較的聞き取りやすくなっているが、試着者あるいは店員がしゃがむなどするとどちらかの音声を拾えなくなることに加え、やはり店内の音楽と他の会話が聞き取りを困難にした。しかし、それがこのブティックらしさのひとつでもある。

試着をしたのは、N、O、Hの3名である（OとNは20代前半、Hは30代後半）。各回で試着されたアイテムは表1の通りで、実際に購入されたアイテムには下線を付してある。結果的に、試着したもののうち1つは購入されたことになる。その意味で、とくに分析に都合の良いアイテムを選んだわけではなく、各自が本当に欲しいものを選び試着していた、ということをおおらかに断っておこう。

表1 計3回の調査において試着されたアイテム

	第1回調査	第2回調査	第3回調査
N	①ジャケット ②ショートパンツ a ③ショートパンツ b	①カーディガン ②スカーフ	—
O	①チェックのシャツ ②ストール a ③ストール b	—	①パーカー ②パンツ
H	①ワンピース ②ブラウス ③ワンピース (①に同じ)	—	—

本稿では、このうち第3回調査におけるOの、パーカーとパンツの試着接客シーンを取り上げる(表1の太枠内)。このシーンは中井(2011)においても扱われているが、本稿ではそこでの議論をさらに掘り下げ、試着をめぐる客と店員との相互行為がどのようにおこなわれているか、また、そのなかで衣服がどのように試着されているかを見ていきたい。なお筆者は、本稿における試着接客シーンの分析を、私たちがひとりで試着する場合におこなう“他者”との内的対話、すなわち思考を部分的に可視化してくれるものとして、また、「モードA」と「モードB」との違いを可視化してくれるものとして位置づけている。

3 組み合わせられる衣服とその“変形”——パーカーとパンツの試着シーンを例に

まず、第3回調査におけるOの試着シーン全体について簡潔に説明しておく。

Oは、セレクトショップを見て回った末、黒とカーキの二色展開で丈はヒップが隠れるほど長い仕様になっているパーカーに注目する。迷った末、Oはカーキ色の方を選択する。Oはこの日、ボトムスには少しゆったりした黒のサブリーナパンツ、トップスには薄いブルーで細かなストライプ柄が入った七分袖の襟付きボタンシャツを着用していたが、その上にこのパーカーを試着する。店員(S)からさまざまな着方のアドバイスをもらうが、試着直後は購入の決断に至らず、ふたたび店内の商品を見て回り始める。

続いてOは、スキニータイプの黒のカーゴパンツを試着することにする。Oが、上衣は自前のシャツのままパンツを試着し鏡を見ていると、Sが先ほどのパーカーを持ってきてOにあてがう。この試着後、Oはパーカーを購入することにする。

一連の行為の流れは次の通りである。

Oがパーカー購入に至るプロセス

- (1) Oがパーカーを選択
- (2) 試着 →断片1-1～断片1-4

- (3) パーカーを“保留”にして別の商品を探し始める
- (4) O がパンツを選択
- (5) 試着 →断片 2
- (6) パーカーを購入

3.1 パーカーの試着シーン

次の断片 1-1 は、O がパーカーを試着して試着室から出てくるシーンに始まる。

断片 1-1 O がパーカーを試着して試着室から出てくる⁶⁾

- 01O あ()((試着室から出て店員を探す))[° あ(.)すみません°
- 02S [((別の扉から出てくる))お疲れ様です
どうでしょうか(.)° 可愛い° [(試着室のカーテンを全開にする))
- 03O [こんな感じ(1.0)()((試着室内の鏡を見る))
- 04S ((試着室内の鏡を見てから O を見て))うん(.)可愛い- **写真 1**
- 05O [うん
- 06S [今みたいにシャツ:中に入れて
- 07O あ::[:
- 08S [うん(.)着ていただいてもすごいおしゃれですよね
(ふたりとも視線を合わせず無言のまま頷き合う))

S は、試着室から出てきた O に感想を求めてすぐに、小声で「° 可愛い°」(02 行目)と言う。O の方は、S がカーテンを開けている最中に「こんな感じ」と応答し(03 行目)、むしろ S に感想を委ねているようである。それを受け S は、鏡に映った O を見た後に O 本人の方を見て、「うん(.)可愛い-」(04 行目)と言う(写真 1)。

S による最初の「° 可愛い°」は、つぶやきか独り言のように小声で発せられていることで、S の主観をむしろ強く示しているように見える(堀田 2020)。だが、S による 2 度目の「可愛い-」は、鏡に映し出された O を確認してから、はっきりと発せられている。鏡に映った O を、O とともに対象化したうえで評価することで、“客観的に”評価しているように見える⁷⁾。

そして S は、いま O がしているようにシャツの上にパーカーを重ね着することにプラス



写真 1 O が試着室内の鏡を見ている横で、S が鏡を見た後に O 本人を見て、「うん(.)可愛い-」と言うシーン。

の評価を与え (06, 08 行目), 着方の可能性を示す. それに対し O は「あ:」 (07 行目) と発話する⁸⁾. この「あ:」によって, S の直前の発話が「新しい提案」として O に受け取られていることと同時に, O がそれに「納得」していることを示しているように見える.

断片 1-2 O によるクレーム? (1) (一部再掲)

- 08S うん(.)着ていただいてもすごいおしゃれですよね
 ((ふたりとも視線を合わせず無言のまま頷き合う))
 (3.0)((この間, O は鏡を見ながら, 裾を伸ばしたり横から見たりしている))
- 09O ちょ-なんか.hhh 結構長め
- 10S そうです結構長めなんですよ:なんで::パンツ::で合わすともうちょっとここで
 ぴたぴたのパンツ::と[か:: [はい()]ていただいて[::合わすか::
- 11O [あ::もうス[キニーみたいな? [ふん
- 12S それかもうショートパンツとか履いて::ちょっとここで(0.4)
 これぐらいのところで留めといていただいて **写真 2**
 パンツがちょこっと出る()][感じでもかわいいですし(.))けど::
- 13O [うんうんうんうん
- あ::[:
- 14S [うんかわいい

S がパーカーの重ね着を提案した後, O は言いにくいことを言い出そうとする「前置き」(preface)で開始しつつ(09 行目「ちょ-なんか」),「結構長め」という,一見するとクレームのように聞こえる言葉を発する. だが S は,「そうです結構長めなんですよ:」(10 行目)と, O の感想を肯定する. そして, 順接の接続語でつなげて(「なんで::」), その長さはむしろ活かすことができ, 例として「ぴたぴたのパンツ」との組み合わせを提案する. さらに, ショートパンツとの組み合わせも提案し(12 行目), その際にはショートパンツが見えるようパーカーの裾を少し上げ, 腰辺りに皺をつくって着用すると「かわいい」と提案する(写真 2). クレームのような O の感想を S は逆手に取り, 一見するとマイナスに見える衣服の特性も, 組み合わせによってはプラスに活かせると述べ「説得」しようとしているように見える. それら S の発話は, O の「あ:」(11, 13 行目)によってふたたび「新しい提案」として受け取られ



写真 2 ショートパンツと組み合わせる場合にはパーカーの裾を上げると良い, と S が O にアドバイスするシーン.

つつ納得されているように見える。

次の断片1-3でも、Oは同様にクレームのような発言をしている。

断片1-3 Oによるクレーム？(2) (一部再掲)

14S うんかわいい

(1.0)

→ 15O あんまり:

16S はい

→ 17O なんか(.)パーカーにしては(.)軽いで[すよね

→ 18S [そうですね(.)あんまり厚手じゃないので::

19O うん

→ 20S ちょっといま()で着やすいし::(1.0)ちょっとこう::薄手の大人っぽい感じにも
なりますし::()こうシャツとすごく合うんで(0.4) **写真3**

お袖とかもシャツこう出していただいてもかわいい()長袖ですか?シャツ

21O 七分 hhh

→ 22S あ(.)そうなんだ(.)

ここまであったらぽしゃっと折り返して[() **写真4**

23O [う:んあ:なるほどね:あ::

かわいい((試着室内の鏡を見ながら))

24S うん(1.0)可愛い:()((試着室内の鏡を見ながら))

25O うんうんうん(3.0)あ::



写真3 Oがパーカーの下に着ているシャツの襟を、Sが直すシーン。



写真4 下に着用したシャツを袖から出す際にはパーカーの袖を折り返すよう、SがOにアドバイスするシーン。

15行目から17行目のOの発話も、否定的な「前置き」で開始され(「あんまり:」)、「なんかパーカーにしては軽いですよね」と、やはり一見するとクレームのようである。しか

し、ここでも店員は「そうですね」(18行目)とOの感想を肯定しつつ、「軽い→厚手ではない」と表現を転換したうえで、ふたたび順接の接続語でつなげ(「あんまり厚手じゃないので」)、その特性を活かした他のアイテムとの組み合わせを提案あるいは説得している。

そしてSは、断片1-1でも言っていたように、パーカーの下にシャツを着て襟を出すことを勧めながらOの襟を整える(写真3)。さらに、そのシャツの袖をパーカーの袖から出して着ることも勧める(写真4)。これらの提案に対しOは、鏡を見ながら「なるほどね:あ::」と納得している様子で、はじめて「かわいい」と言う。その後、OとSは互いに「うん」(24, 25行目)と発話し、ふたりの見解は「合意」の様相を呈する。

しかしSはさらなる提案をする。

断片1-4 ワンピースとしての着方の提案(一部再掲)

25O うんうんうん(3.0)あ::

(2.0)

→ 26S ()すとんと落として(.)

ぴったぴたのパンツとか::[あの::

27O

[うんうんうん

→ 28S ([)やってもワンピースっぽく着ちゃってもかわいかな([) **写真5**

29O [あ:::

[° あ::°

30S うん

31O あ:い:ですね::

32S はい[()]

33O [かわいい(2.0)ふ:nあ::((横を向いたり襟元を触ったりしながら))

(((無言のまま何度も頷く))

34S [° はい° ((一度だけ頷きながら))

((Oが試着室に入りSが試着室のカーテンを閉める))

35S お疲れ様です

36O はい(.)あ:つと

もうちょっと悩んでいいで[すか(.)すみません

37S

[はいどうぞどうぞ(.)いろいろご覧になってください

38O はい

39S フェイスカバーもお預かります

40O あ(.)ありがとうございます(.)[すみません

41S

[は::い(.)ごゆっくりどうぞ

42O う:n

Sが断片1-2で勧めた「びたびたのパンツ」との組み合わせが、26行目でふたたび提案される。この時Oは「あ:」ではなく「うんうんうん」(27行目)とあいづちを打っている。さらに、一部内容を聞き取れないが、ワンピースのように着用することも「かわいかな」と述べている(28行目、写真5)。Sのこのさらなる提案も、Oの「あ:」(29行目)によってOに納得されているように見える。



写真5 SがOの試着しているパーカーの裾を触りながら、ワンピースとしての着方を提案するシーン。

ここまで何度も「あ:」が登場したが、それらの「あ:」は「あ:i:ですね::かわいい」(31行目)で締め括られる。これにより、これまでの「あ:」はすべて、「かわいい」というプラスの評価につながるものとして受け取ることも可能であるかもしれない。

ところが、試着後にOの出した答えはパーカー購入の“保留”であった。

3.2 パンツの試着シーン

パーカーをSに預けて“保留”にしたまま、Oはふたたび店内を回り始める。すると、Oは黒のパンツを手にとった。膝の上にポケットの付いたカーゴパンツで、スキニータイプのものである。次の断片2は、Oがそのパンツを試着してすぐのシーンである。

断片2 パンツの試着シーン⁹⁾

01S いかがですか(.)パンツの方

02O あ:(.)はい(.)だい(.)え:っと(.)着まし(.)たよいしょっと

((Oが試着室から出てくる素ぶりをし、Sがカーテンを開けるが、Oは試着室の中に入ったまま鏡を見始める))

03S お疲れ様です

04O はい

→ 05S はい(.)けっこうびたっとするでしょ

06O はい

→ 07S びたっとするんですけどあの形がカーゴやからあんまりこのあたりとかも

08O あ:::

09S ()

((Sが先ほど試着したパーカーを持ってくる))

→ 10S それでさっき[こういう服に合わせてもらってもいい]写真6

11O [あ:: [あ(.)いいですね

- 12S うん(.)で()
 → 13O あ:それはかわいいかも
 あ(.)こんな感じだとま[た 違います[ね
 14S [そうですね [違いますよね
 15O お(.)じゃあ
 16S はい
 17O 着替えます((試着室へ入る))
 (約2分30秒)
 18O ((試着室から出てきながら))あ(.)[すいません
 19S [お疲れ様です
 20O やっぱこれにします **写真7**
 21S こちら
 22O はい
 23S はい(.)ありがとうございます:((Oが手にしていたパンツを受け取る))



写真6 先ほどOが試着したパーカーをSが持ってきて、Oの試着しているスキニーパンツと組み合わせるシーン。



写真7 Oが試着したパンツを持ちながら、「やっぱこれにします」とたたまれたパーカー(円内)を指さすシーン。

今度の試着では、SはOが試着室から出てくるのを待たずしてカーテン越しにパンツの感想を求めている。Oの方から応答はないまま、Oはカーテンを開け試着室から出てこようとするが完全には出ない(写真6)。すると、Oの感想を代弁するかのように、Sが「けっこうぴたっとするでしょ」(05行目)と会話を開始する。Oの「はい」(06行目)を受けてすぐに、Sは「ぴたっとするんですけどあの形がカーゴやからあんまりこのあたりとかも」(07行目)と言いながら、自分の太腿の辺りを両手で触る。その後のSの発話は聞き取れないが(09行目)、カーゴパンツの膝上のポケットで太腿の形や太さがカバーされる、というようなことを話しているのであろう。ここでSは、Oが先ほどと同様にクレームのように指摘するかもしれない「ぴたっとした」感じを先取りしていると考えられる。だが

すかさず、逆接の接続語でつなぎ（「びたっとするんですけど」）、このパンツの特徴である膝上のポケットに言及し、やはりプラスの評価を与えている。

するとSは、先ほどOが試着し“保留”にしていたパーカーを持ってきて、Oにあてがい、パンツとの組み合わせを提案する。Oはすかさず「あ:」、「あ(.いいですね)などと反応し頷き(08, 11, 13行目)、「あ:それはかわいいかも」(13行目)で締め括られる。ここで「それ」が指しているのは、パーカーのことだと考えられる。だが、より正確には、パーカー単体でも、先ほど自前のパンツと組み合わせられたパーカーでもなく、このスキニーパンツと組み合わせられたパーカーである。また、Oはすぐに続けて、「あ(.こんな感じだとまた違いますね」(13行目)と、これまでとは異なる印象ができ上がっていることを指摘する。「こんな感じ」というのはスキニーパンツとパーカーとの現在の組み合わせのことを指しており、パーカーをあてがう前、そして／あるいは、先ほどパーカーを試着した時の印象と比較していることがわかる。

そして、試着室から出てきたOはパンツを手にしながら「やっばこれにします」(20行目)と、パーカーを指さず(写真6)。それに対し、店員は「こちら」と言いながらパーカーを見て確認する。Oはパンツを試着したことで、先ほどのパーカーへの購入意欲が確たるものになったようである。

4 考察

OとSとの相互行為は、全体的に客としてのOが率直な感想を述べ、店員(衣服の“専門家”)としてのSがその感想を資源として、別のアイテムとの組み合わせや着方を提案するという形式になっている。その意味で、これらの提案はSのみによって為されたのではなく、OとSとの相互行為のなかで生じた、とというる。

本章では、前章で見てきた試着シーンの相互行為を分析することで分かってきたことを述べておきたい。

4.1 5通りの提案と「クレーム説得連鎖」

断片1-1から断片1-4までを見てみると、総試着時間2分弱という場面のなかで、1着のパーカーに対し、Sはじつに5通りの着方を提案したことになる。

提案1: 襟付きシャツとの重ね着

Oがたまたまこの日着ており、パーカーの下に着たままであった襟付きシャツとの重ね着を、パーカーの着方の一つとして提案している(写真4)。

提案2: スキニーパンツとの組み合わせ

一見するとクレームのように聞こえるOの「丈が長め」という発話に対して、「びたびたのパンツ」(スキニータイプのパンツ)との組み合わせを提案している。それは翻って、

Oがいま履いているサブリーナパンツは組み合わせとしてベストではないということも意味している。この提案が、Oの次の試着につながったと思われる。

提案3：ショートパンツとの組み合わせ

ショートパンツと組み合わせて、パーカーの裾から少し覗かせる着方も提案している。ただし、その場合はパーカーの裾を少し上げ、腰の辺りで留めることを勧めている（写真2）。

提案4：袖口のロールアップとシャツとの重ね着

一見するとクレームのように聞こえるOの「パーカーにしては軽い」という発話に対して、先ほどの提案1を繰り返してシャツとの重ね着を提案しつつ、Oの襟元を整えている（写真3）。同時に、パーカーの袖を捲りシャツを袖口から出す提案もしている（写真4）。

提案5：ワンピースとして

発話内容は聞き取れないが、SはOの着用しているパーカーの裾部分を触りながら、このパーカーをワンピースとして着用することを提案している（写真5）。

これらを有益な提案にしているのは、Oによる「あ:」の発話であると言えよう。

さて、対面接客のなかで、店員はときに客の否定的な感想をもしわば逆手に取るような解釈をおこないつつ衣服にプラスの評価をし「説得」していた。その会話の連鎖は、「クレーム説得連鎖」と呼びうるようなかたちになっている¹⁰。具体的には次のようなことが起こっていた。断片1-2では客のクレームのような言葉（「ちょ-なんか(.)結構長め」）を、店員は肯定し（「そうです結構長めなんですよ:」）、順接の接続語でつなぎ（「なんで:」）、スキニーパンツとの組み合わせを提案して「説得」をしていた。断片1-3でも同様の連鎖が見出せる。もし店員の発話が、客の感想を否定するものであれば（「そんなことないですよ」、「薄手じゃないです」）、客を不愉快にさせるかもしれない。また、客の感想を肯定すれば、商品に対する客のクレームを店員がクレームとして認めることになるが、その後逆接の接続語でつないだら、店員が「言い訳」をしているように聞こえるかもしれない（「パーカーの丈は長いですけど」、「パーカーは薄手ですけど」）。

いっぽうで、断片1-4で見たパンツに関する客の感想を先取りした店員の発話は、「墓穴を掘るような」ものであった（「けっこうびたつとしてるでしょ」）。しかし、その発話は、逆接の接続語でつながれることによって、「説得」に利用できるものとなる。もし逆に、順接の接続語でつながれていたとしたら、説得的な説明にはなりにくい（「びたつとしているから……」）。そもそも店員が客に先んじて“難点”を挙げることは商品（衣服）を勧める立場として不自然な行為として映る。したがって、店員による“クレーム”の後には逆接の接続語でつながれなければならない。

この連鎖は、次のように整理することができよう。

試着シーンに見られる「クレーム説得連鎖」

客によるクレーム	→ 肯定語＋順接の接続語
店員による“クレーム”	→ 逆接の接続語

このように、客が発したクレーム、あるいは店員が発した“クレーム”をそれぞれ逆手に取り、商品の魅力を説得する会話の連鎖は、たとえば試食接客場面や試乗接客場面とは異なる、試着接客相互行為を特徴づけるものであるように思われる。

4.2 「モードA」から「モードB」へ

S は結果的に、他のアイテムとの組み合わせや別様の着方を提案することで、試着された衣服に新たな価値を加えている。いわば、衣服のアフォーダンスを最大限に、あるいはそれ以上に利用していると言えよう。また、そうするなかで、O の好みや自己像に合った、次なる“変化”を探っているようにも見える。O は20代女性である。たとえば、O と同じようなパーカーを“アラフィフ”の筆者が試着する可能性はあっても、店員がショートパンツとの組み合わせやワンピースとしての着方を提案する可能性はないであろう。その意味では、衣服と、属性などを含む客の身体との関係性から、また客にとっての自己像と店員が見た客の自己像との関係性から、衣服の着方は生み出される、と言える。

いっぽう、O は「あ:」という言葉でもって、次々と繰り出されるSの発話を「新たな提案」として受け取りつつ同意を示しながら、自己像と調整をしていたのであろう。と同時に、店員から見た自己像との調整もしていくことになる。そのプロセスはときに「他者から見た意外な自己像」の発見につながることもある。

衣服は、陳列されている時、他の衣服との比較および差異が重要である「モードA」の様態で在る。「モードA」の場合には、自宅にある衣服との差異も重要であろう。しかし、衣服は試着されたとたん、試着者の身体（顔）との関係性で形づくられる「モードB」の様態となる。試着者の身体は唯一無二のものであり、したがって、衣服との間で形成される関係性もまた唯一無二のものであるはずである。試着者の体型、肌色、顔、髪型や髪色などの身体-物理的側面だけでなく、性別や性向、年齢、職業などの属性もまたその関係性に大きく影響を及ぼす。試着において、試着者はこの「モードB」を確認するのであり、O がスキニーパンツと組み合わされたパーカー（を着た自分）を見て購入を決意したのは、まさにこの「モードB」を確認したことによるのである。

なお、パーカーの試着シーンのなかで、「かわいい」という言葉は計9回登場し（断片1-1～断片1-4の02S, 04S, 12S, 14S, 20S, 23O, 24S, 28S, 31O）、おもにSが使用しているがOも使用している。これ以外のプラスの評価の意味を持つ言葉として、「おしゃれ」（18S）、「大人っぽい」（20S）という言葉も1回ずつ使用されている。だが、「似合う」と

という言葉はここでは使われていない。もちろん実際の試着シーンにおいて、「似合う」という言葉が使用されることはあろうが、それは試着者の身体に適合していることを表わす、あくまでも試着者の身体を基点とする表現である（「お似合いですよ」）。しかし、「かわいい」などの言葉は、むしろ身体が衣服と相まって、双方の魅力が引き出されて（あるいは創り出されて）いることを含意する表現であると思われる。このように「組み合わせると」「かわいい」というのは、まさに「モードB」らしさとして特徴づけうる¹⁴⁾。

4.3 “変形”の普遍性

このような組み合わせや“変形”の提案は、表1に示した他のすべての試着シーンにおいても見出された。ここでは詳細には立ち入らないが、たとえば、Hが赤い柄のワンピースを試着した際は、店員が黒のジャケットと組み合わせることで仕事着にもできると提案した。Hがブラウスを試着した際は、やはり上着との組み合わせに加え、シーズンを越えた着用が提案された。Nがジャケットを試着した際は、インナーに着用するアイテムについてのアドバイスのほか、襟の形の整形、ボタンの開閉、ロールアップ袖の伸縮などをおこない、ジャケットのさまざまな「表情」を、店員が引き出して、あるいはむしろ創り出していた。Nがショートパンツを試着した際は、ウエスト部分のリボンを強調するためにトップスの部分的なしまい方や、そのリボンを髪に付けるアドバイスなどもおこなっていた。そして、OとNがそれぞれストールとスカーフを試着した際には、巻き方や柄の出し方次第でまったく「表情」が異なり、店員の巻き方（提案）がその印象を大きく左右していたと言える。さまざまなアイテムについて、店員は客の身体に合わせて他のアイテムとの組み合わせやそのアイテムがアフォードする“変形”を提案することができ（「モードB」の提案）、そのことが当該アイテムの魅力を創り出し、購入へとつながる資源の一つとなっていたと考えられる。

そもそも新しい衣服が生み出されるとき、既存の衣服と同一の要素を含みながらも、異なる要素が追加され、「新しいもの」として登場する（Simmel 1911=1976）。それはときに、逸脱的なものすら含むうるが、その際にはある種の「パロディ化」を伴ってモードのなかに入り込んでくる（土屋 2009a, 2009b）。衣服の「新しさ」や「おしゃれさ」、「かつこよさ」には、つねに組み合わせや着方などといった何らかの“変形”を伴う。そして、私たちは日常的な被服行動においても、「隠ぺい」と「露呈」、「規則順守」と「規則侵犯」など、さまざまに相反する要素を採り入れつつ両義的なかたちで衣服を着用する。あえて「ハズす」こともするのである。

重ね着する、襟を立てる、ボタンを外す、袖を捲る、ぶかぶかで着る、破る……。私たちは衣服を試着する段階で、すでに衣服の“変形”を志向しているのではないだろうか。その“変形”のなかで自己像に合うものと出会い、ときには他者（店員）から見た自己像によって自己像が重ね書きされていく。衣服を着るという行為の意義はおそらくそこにある。

5 おわりに——「試着のエスノメソドロジー」のために

本稿では、実際の試着シーンに基づいて、客と店員との相互行為のなかで衣服がどのように着用されているのかを見てきた。今回のデータからわかったことは、衣服は単一の仕方で着用されるわけではなく多様な「表情」を創り出され着用されるということ、その際にとりわけ客の自己像をめぐる、店員と客との相互行為が衣服の魅力を創り出すということ、そして、衣服の魅力は単体ではなく、試着者の身体および他の衣服との組み合わせ（関係性）のなかでこそ見出されるということである。これらはすべて「モード B」の特徴でもある。

AIが閲覧履歴から客の好みの衣料品を選んでくれ、客はそれを仮想試着システムで試着し、気に入れば電子決済する……。その技術は確実に進歩しており、部分的に実現されている。たしかに、着物や結婚衣装など、実際の試着には時間がかかるが複数を試着してみたい場合、この仮想試着システムは非常に有用である。ただし、現行のシステムに関する説明のなかに、「あたりをつける」という書き方がされているのは注目に値する¹²⁾。奇しくもと言うべきか、今のところ最終的にはやはり現物を見て試着して決定するしかないということを表わしている。とはいえ、「ウィズコロナ」の時代にあって、このシステムは人と人との接触を極力減らすことができるという点で非常に優れている。

しかし、試着という行為あるいは相互行為のなかで、私たちはただたんに当該の衣料品が自己の身体にフィットするかどうかだけでなく、どのような多様な着方ができるのか、他のアイテムとの組み合わせはどうかなどを考えながら選び試着し購入している。こうした“当たり前”のことを可視化し、仮想試着システムを構築する際に加味していく必要があるのではないだろうか。

最初に確認したように、私たちがインターネット上で衣服を購入する際の不安・不満は、1) 映像と実際との違い、2) 自己像とのギャップ、3) 身体的フィット感の問題に集約されるが、1) と 3) については、高度な情報技術により少しずつ解消されつつあるかもしれない。とりわけ ZOZOTOWN が手掛ける各種計測技術は、3) の問題への取り組み例として挙げられよう。したがって、仮想試着システムが今後もっとも取り組むべきは、2) の自己像の問題なのではないだろうか。今回扱った対面式の試着シーンは、まさに、客が思い描く自己像と店員が思い描く客の自己像とが調整されていくプロセスでもある。そして、その調整プロセスにおける「モード B」の重要性を物語ってもいる。今後、情報技術や AI がこの問題にどこまで取り組むことができるか。「試着のエスノメソドロジー」はそうした研究の一助となるように思う。

しかし、「試着のエスノメソドロジー」にはまだまだ多くの課題が残されている。本文中で言及した「あ:」という客の発話、および「クレーム説得連鎖」は、試着接客場面に特徴的な相互行為として、今後、本稿では扱わなかった他の試着シーンの分析とあわせて探究していきたい。ここでは、これら以外の課題について少し言及しておきたい。

たとえば、店員が客に服を着せたり服を整えたりする間、客は店員の顔を見ておらず、

店員も客の顔を見ていなかった。この点は、C.ヒース（1986）が明らかにした、医療行為の最中の医療従事者と患者との関係性に見出されるのと類似する現象であると思われる。医療従事者の側は個人的な感情を伴って接触しているのではないという意思表示として、患者の側は自己の身体をもつばら医療行為にとっての対象としているという意思表示として、結果的に互いに目を合わせないような相互行為をおこなうのである。

ただし、試着が医療行為の場合と異なるのは、店員がクライアントの全身を見て評価する必要が生じることである（たとえば写真1）。その際に、クライアントの身体はどのようにまなざされ、またクライアントの側はどのようにまなざされるよう「受け手性」(recipiency)を示すのであろうか。あるいは、鏡を介することの多い試着シーンにおいて、鏡はどのような役割を果たしているのであろうか。さらに、サービスエンカウンター場面として試着接客場面を研究することや、男性や高齢者などさまざまな属性と身体の場合を考察することも、「試着のエスノメソドロジー」として望まれよう。

[注]

- 1) 一般社団法人日本衣料管理協会(2018)を参照。有効回答数 655 人, 対象衣料点数 66,398 点で, 対象者の年齢は 19~21 歳が中心である。「衣料の使用実態調査」は, 会員大学(全国 28 大学)に在籍する衣料管理士(テキスタイル・アドバイザー)課程の学生が調査員として調べるもので, 1978(昭和 53)年からおこなわれている。
- 2) 一般社団法人日本衣料管理協会(2020)を参照。有効回答数 579 人, 対象衣料点数 57,807 点で, 対象者の年齢は 19~21 歳が中心である。ただし, 購入場所の選択肢には留意する必要がある。「百貨店」, 「高級ブティック(海外ブランド直営店を含む)」, 「専門店, チェーン店」などの選択肢とは別に「フリマアプリ・ネットオークション」と「インターネット・通信販売」が設定されているが, 近年, 「百貨店」や「高級ブティック」もインターネット上で利用できるサービスが始まっている。そのため, ここでの数字は十分に現状を反映していない可能性があると考えられる。
- 3) 「トピックス調査」は, 学生が調査員となって, 自分自身と親に関する当該トピックについて調べる, 「衣料の使用実態調査」と同時におこなわれる調査のことを指す。
- 4) CiNii を参照すると, 仮想試着システムに関する研究は, 1990 年代後半から盛んになったようである。とりわけ情報処理学会では仮想試着システムに関する研究報告が活発にされており, 比較的最近の研究例として, たとえば寺島・小池(2020)では, 身長によって衣服の着用感が異なることに着目し, 丈を考慮した仮想試着システム構築を目指している。このように, 年々, 本システムに関するアイデアは広がり技術も進歩している。
- 5) 株式会社ネクストシステムは, 結婚式の衣装合わせとして「リモート試着」を実用化している。衣装合わせには「複数回来店するケースが多い」, 「一度の来店で試着数に制限があるケースが多い」, 「一度に複数の試着を行うため体力がいる」などの「面倒」が伴うことから, また, 昨今は感染症予防の観点からも, 本システムによる「リモート試

着」を推進している。ただし、「リモート試着」は最終決定をしてもらうためのものではなく、「そこであらかじめ仮想的に衣装合わせを行い、お客様に似合うドレスにあたりをつけておくことで、来店の手間や試着にかかる体力を削減できます」（傍点は筆者）と位置づけられている点が興味深い（<https://www.next-system.com/topics/release/post=8115>）。

また、ZOZOTOWNが2017（平成29）年11月より無料配布（ただし送料200円）したボディースーツ「ZOZOSUIT」は、客がスマートフォンを使って全身採寸でき、その計測結果に基づいて、オーダーメイドブランド「ZOZO」でアイテムを購入できるというものである。配布に遅延が生じるほど話題となったが、計測技術が十分でなかったことなどを理由に約1年後には廃止となった。しかし、蓄積された顧客の計測データはビッグデータとして新技術のために利用されていったようである。なお、ZOZOTOWNは、2020（令和2）年10月には「ZOZOSUIT 2」の開発を発表した。ほかにも、靴選びのための「ZOZOMAT」やファンデーション選びのための「ZOZOGLASS」といった技術も実用化されている（<https://corp.zozo.com/measurement-technology/>）。

6) トランスクリプトの記号は以下の通りである。

- 直前の言葉が途切れている
- : 直前の言葉が伸ばされている
- [同時発話の始まり
- ? 語尾が上がっている
- ° ° 囲まれた言葉が小さな声で発せられている
- () 聞き取れないが何か言葉が発せられている
- hhh 息を吐いているか笑っている
- .hhh 息を吸っている
- 文字 強く発話されている
- (.) ごくわずかな間合いがある
- (数字) 数字の秒数だけ沈黙がある
- (()) 筆者による補足

なお本稿では、目線や動作に関しては、特記すべきものだけ「筆者による補足」として記述した。

7) ここには、Oに対するSの配慮もあるだろう。衣服を着ているとはいえ、客の身体を直視して評価することは、親しい関係性のない一店員として相応しくない行為に映ると考えられる（Goffman 1963=1980）。だから、じっくりと見る際には、相手を鏡に映し視線を間接的に向けることが指向されると考えられる。また、客は店員とともに鏡の中の自己像を見ることで確認できる場所のものとなり、店員のコメントの正当性を吟味可能な状況をつくり上げている。だからその評価が“客観的”であるかのように見えると考えられる。いわば、鏡に映った客を客本人から切り離して対象化し、客の自己像と店員から見た客の自己像との間の調整が図られている、と言えよう。

- 8) 本稿で扱う試着接客場面のなかでOが何度も発している「あ:」は、まだまだ議論の余地がある。Sのターンの最中に発せられていることから、発話を促すあいづち(continuer)として見ることができるが、「はい」「うん」などに比べると、話し手は発話を継続することも終了することもできそうである。また、驚きや感動を示す感嘆詞のようにも見える。これについての詳細な研究は別稿に委ねざるを得ないが、ここではさしあたり、相手のターンの継続を妨げることなく、直前の相手の発話を「新たな提案(説得)」として受け止めつつ、自分が知らなかった(気づかなかった)ことを教わり「納得」していることを示す発話として扱いたい。ただし、Oが本当に知らなかった(気づかなかった)かどうか、また、本当に納得したかどうかは問わない。
- 9) この部分のトランスクリプトは、中井(2011)から一部そのまま引用している。中井は「二度試着をしたうえで最初に試着した服を買う場面」として本シーンに着目している。そして店員は、Oが先ほど試着したものの購入に至らなかった商品をふたたび勧めていることから、「新たな商品との組み合わせ次第で挽回の余地があると判断して」おり、「お客がその商品から完全に興味を失ったかどうかを判断することができるということではないだろうか」(中井 2011: 131)と結論づけている。だが本稿では、店員個人に備わると考えられる意図や判断(能力)を問うのではなく、店員が客との関わり合いのなかで、客の発話および身体に対してどのような言動でもって応答し試着をサポートしているかの記述に徹底することにした。
- 10) 今後、この「クレーム説得連鎖」について探究していくうえで、たとえば、「バーゲニング連鎖」(bargaining sequences) (Maynard 2010=2017)の議論が有益かもしれない。「バーゲニング連鎖」とは、参加者たちが交渉の成功あるいは失敗まで自己のポジションを連鎖的に明示し合う交渉の相互行為現象である。ただし、本稿の試着シーンにおける「店員-客」は、いわば「専門家-素人」カテゴリー対であり、店員(専門家)の「提案」は「説得」に相当するであろう。したがって、「バーゲニング連鎖」の一種という可能性があるとともに、衣服(あるいは外見)に関わるサービスエンカウンター場面特有の連鎖である可能性もありそうである。この連鎖については、次稿で詳述したい。
- 11) 「かわいい」という言葉は、男性客の試着場面において女性店員から発せられることもあり、必ずしも女性客に対してのみ使用されるものではない。このこともまた、「かわいい」が指しているのは客(の身体)ではなく、衣服と客の身体が組み合わせられてできる容姿全体、あるいはそれ以上の何かを示していると考えられる。この概念分析についても改めておこないたい。
- 12) 注5)を参照のこと。

[引用文献]

Goffman, Erving, 1963, *Behavior in Public Places: Notes on the Social Organization of Gatherings*, The Free Press. (丸木恵祐・本名信行訳, 1980, 『集まりの構造——新しい日常行動論』)

求めて』誠信書房.)

Heath, Christian, 1986, *Body Movement and Speech in Medical Interaction*, Cambridge University Press.

堀田裕子, 2020, 「手の回路によるコミュニケーションのビデオエスノグラフィ——発声と動作の困難な者のケース」『現象と秩序』12: 1-25.

一般社団法人日本衣料管理協会, 2018, 「平成29年度トピックス調査『ファッションにおけるネットとSNSの利用に関する調査』調査結果概要」.

一般社団法人日本衣料管理協会, 2021, 「令和元年度『衣料の使用実態調査』結果」.

Kaiser, Susan B., 1985, *The Social Psychology of Clothing and Personal Adornment*, Macmillan Publishing Company, a division of Macmillan, Inc. (高木修・神山進監訳, 被服心理学研究会訳, 1994, 『被服と身体装飾の社会心理学——装いのところを科学する』北大路書房.)

北山晴一, 1999, 『衣服は肉体になにを与えたか』朝日新聞社.

Lemoine-Luccioni, Eugénie, 1983, *La robe*, Editions du Seuil. (鷺田清一・柏木治訳, 1993, 『衣服の精神分析』産業図書.)

Maynard, Douglas W., 2010, “Denur, Defer, and Deter: Concrete Actual Practices for Negotiation in Interaction.”, *Negotiation Journal* 26: 125-143. (北村隆憲・当山紀博訳, 2017, 「『交渉』の相互行為を分析する」『東海法学』54: 83-128.

中井知美, 2011, 「試着のエスノメソドロジー」『徳島大学総合科学部榎田美雄研究室卒業論文集』, 123-34, (2021年2月28日取得, <http://kashida-yoshio.com/kasida/jisshuu/2011/pdf/19-zemi-ron.pdf>).

Simmel, Georg, 1911, *Philosophische Kultur*, Leipzig. (円子修平・大久保健治訳, 1976, 『文化の哲学 (ジンメル著作集第7巻)』白水社.)

寺島里美・小池崇文, 2020, 「丈を考慮したVR試着システム」『情報処理学会第82回全国大会抄録』587-8.

土屋淳二, 2009a, 『モードの社会学 (上) ——ファッション帝国の〈裸のプチ王様〉』学文社.

土屋淳二, 2009b, 『モードの社会学 (下) ——自由と束縛のファッション力学』学文社.

鷺田清一, 1993, 『最後のモード』人文書院.

[参照 URL]

株式会社ネクストシステム, 2020, 「ポストコロナ時代を見据えた, 新たな試着体験を創出. 非接触・非対面! おうちでウェディング衣装合わせが可能な, リモート試着ソリューションを展開」, (2021年2月28日取得, <https://www.next-system.com/topics/release/post=8115>).

ZOZOTOWN, n.d., 「ZOZO MEASUREMENT TECHNOLOGY」, (2021年2月28日取得, <https://corp.zozo.com/measurement-technology/>).

セクシャル・ハラスメントを「語る」とはいかなることか

加戸 友佳子

神戸大学大学院人間発達環境学研究科

babylonian00@gmail.com

What it is to “talk about” Sexual Harassment?

KADO Yukako

Kobe University

Keywords: Sexual Harassment, Backlash, Public, Tone Policing, Contingency

はじめに

本稿では、現在、#MeToo 運動の波及など、日本国内でも告発が相次ぐセクシャル・ハラスメント（以下セクハラと表記）について、その「語られがたさ」という点からまとめてみたい。性暴力・性差別の問題は、ジェンダー研究諸分野が、人文・社会科学、特に批評、芸術、身体論、科学技術などの分野で豊かな思想的展開を見せている。その中で一論を付すことは、屋上屋を重ねるとの謗りを免れないであろう。だがハラスメントについて調べていると、この問題が、意識的にまたは無意識のうちに、（それゆえ）巧妙な「矮小化」、言明の「無効化」の力のもとに置かれてきており、それは現在の告発の流れの中でむしろ重要な問題として顕在化していることがわかる。そこで、セクハラを語るるとはいかなることか、を改めて考える意義は十分にあると考える。

「セクハラ」の認識上、定義上の困難

ハラスメント (harassment) という言葉自体は、新しいものではない。語源辞典を引くと、フランス語 harasser (侵略する、悩ませる) に由来する、17 世紀初頭から使われ出した表現である。当初は「疲れさせる」という意味だったが、19 世紀から「人を苦しめる」意味を持ち始めたという (Chantrell 2002=2015: 459)。

harassment が現在の意味で使われ始めたのは、1970 年代半ばのアメリカにおいてである。Thomas と Kitinger によれば、複数の研究が、コーネル大学の Human Affair Program の主導で作られた Working Women United という団体が sexual harassment という表現を作った、という見解を示している。有名な学部構成員からのセクハラにより大学の職を追われた Carmita Wood という女性の件をきっかけに、Working Women United は調査活

動を行い、認知を広めていったという経緯があるようである (Thomas and Kitzinger 1997: 2).

Thomas と Kitzinger は、sexual harassment のストーリーはフェミニストの「成功譚」として表現する。女性が日常生活において経験する暴力・抑圧に、「名前がつけられた」からである。sexual harassment という表現の登場は、この種の暴力・抑圧が「女性が受動的に耐える必要のあるものではなく、活動的に抗議し抵抗することのできるもの」としてという認識を広めていく (Thomas and Kitzinger 1997: 5).

一方で、セクハラは告発は強いバックラッシュにもさらされてきた。Thomas と Kitzinger は1990年代のアメリカにおいて、セクハラから女性たちを守るための法規が、表現や思想の自由の敵「feminazis」であるといわれ攻撃されたことを指摘しており、このようなバックラッシュは、セクハラを「普通の日常」に戻そうとするものであったと2人は総括する (Thomas and Kitzinger 1997: 6)。この状況は、現在においても変わらないものであり、また近年のサイバー空間の言説において、視覚化されやすいものとなっているように見受けられる。この詳細は後述する。

セクハラが性暴力のなかでも前景化されにくく、「日常」のものとなしやすなのは、それが「ありふれた」関係の中で起こる問題だからである。セクハラは意識されない限り、記録に残されにくい。セクハラという概念の普及に貢献した本である『セクシャル・ハラスメント オブ ワーキング・ウィメン』では、以下のように記述されている。

もしこの問題がそれほどありふれたものであるならば、なぜもっと頻繁に分析や抗議の対象とされてこなかったのかという疑問が出てくるかもしれない。だが、一般に公開された情報が乏しく、社会的関心や公式の資料が不足しているのは、セクシャル・ハラスメントが例外的にしか起こらないからではなく、その病根の特殊性によるものである。性の問題は一般に非常に微妙で、私的な問題であると考えられている。それゆえ女性は、性的嫌がらせにより、当惑し、おとしめられたと感じ、恐怖心を抱く。彼女たちはおびえ、自暴自棄になり、すっかり孤立し、自分も共犯者だと感じるのである。これは気軽に議論できるような経験ではないのである。もっと切羽詰まったことには、性的な誘いが、人に話したら報復するという脅迫を伴っている場合が多いことである。そのために、それに抗議する程度にこれらの圧力をあばいても、雇用上の報復をまねくおそれがある。そもそも報復のおそれがあるからこそ性的な誘いも可能だったのである。(MacKinnon 1979=1999: 63)

ここに関わっているのは、セクハラは公私を行き来しながらなされる害であるということである。本来公的である領域に、親密性の強要という歪んだ形で私的領域が持ち込まれる。拒否や抗議をする選択肢は「形式上」確保されているにすぎない。この「歪み」は、実害を被った被害者にさえ「そこに加担した」と思わせるものである。

実際、加害者も被害者も共有する「社会的規範や社会意識」こそが、差別の根源であることを江原（1985）は語っている。

「差別」は利益を求める目的的行為でもなく、病的な異常心理でもない。それは差別者も被差別者も共有する社会的規範や社会意識に根拠を持っているのである。「差別」を意図によって説明することは不適切であり、それゆえ単なる倫理的批判では解消されない。だがそれは個人の心理的傾向によって生まれるわけではない。個人のパーソナリティは（あるいは社会的パーソナリティは）「差別」を強化したり弱めたりすることはある。だが、「差別」はそれに還元できない。それゆえ「差別」を意識的・言語的水準に限定し、形式的に記述する試みが必要なのである。（江原 1985: 69）

重要なのは——これは他の性被害との決定的な差異であるが——セクハラ被害の存在と、加害者の加害の「意図」の有無は関係がないということである。さらに言えば、親密性の強要は、本人の意図とは別に「構造的に」なされることが可能であり、むしろそこにこそ、この問題の困難がある。その相互行為自体を考慮しない限り、加害側・被害側の主張のみによってセクハラ被害を考えることはできない。なぜなら、この歪んだ関係の中で、加害者・被害者は共通した一定の前提のもとで行動していたからである。

さて、セクハラ問題は、「公／私」の峻別のもと裁定が試みられる。現実のセクハラ案件に携わってきた牟田（2015）は、セクハラの評価・判断について、以下のように語る。

さらに重要なことは、「セクハラしたなどというのは事実無根」「処分は誤っている」と、ハラッサーがセクハラ「冤罪」を訴えている場合、それはしばしば、事実があったかなかったか、何があったのか、といったことを問題にしているのではなく、そのことをどう評価するかにかかわっています。典型的には、性関係があったということには対立はないが、それが不適切だったかどうかを評価するという点で組織が下した判断が間違っている、というわけです。女性の方が積極的だった、合意があった、だからその性関係は不適切とは言えずセクハラではあり得ない、というハラッサー側の評価と、組織が下した「社員として／教員として、不適切なものだった」という評価が対立しているのです。（牟田 2015: No.1588-1591¹⁾）

だが、「公」の場合、「客観性」のカテゴリーに、無媒介にセクハラとされる事象を持ち込めば、セクハラ被害の本質が抜け落ちてしまう。それゆえ、セクハラに関しては、本質主義的定義が困難である²⁾。セクハラ対策としてよく語られるのは、一定の言動の意

識的回避、法整備、システムの整備等の「公的」「客観的」側面であるが、このような対策がとられたとしても、根本的には解決しない問題であることがわかる。むしろ公的な責任を問われない領域においてこそ、その「本質」的な害が明確に現れる。セクハラは、「定義」しようとするほど、その暴力性が見えづらくなるのである。「公／私」や「客観／主観」を区別する認識は、セクハラが発生する現実をうまく説明できるものではない。

セクハラ「バックラッシュ」の様相

それゆえバックラッシュにおいては、この「客観／主観」と「公／私」の曖昧さが存分に生かされることになる。セクハラは、巧妙にその言説の矮小化、無効化の力のもとに置かれてきたと言えるだろう。セクハラとされる当該行為を別の文脈に置いたり、故意に一般化させたりすることにより、「被害の捏造」との印象づけが容易に可能だからである。

最近サイバー空間において使われ始めた言葉で、意見を主張する女性たちに対し性差別者がとる言論のひとつの形式を示す「トーン・ポリシング (tone policing, tone trolling とも呼ばれる)」という表現がある。これは告発を行う人々の主張の内容ではなく、その「トーン」を批判するものである。Poland (2016) はサイバー空間において女性が受けているハラスメントについて語る中で、トーン・ポリシングを「オンラインで女性が行う発言のどれが受け入れられるかを定める審判として振る舞いながら、その女性が言っている内容について無視する、ダブル・スタンダードを作り出すような脱線の形態である」と説明している (Poland 2016: No. 871)。男性が、女性の発言について「怒りすぎている」「感情的すぎる」とほのめかすトーン・ポリシングを行うと、「女性が言ったことではなく、男性の対話相手がそれをどう感じたかに焦点が変わる」。するとそこにあるのは「もはや討論ではなく、会話における優位性を得ようとする試み」である (Poland 2016: No. 871)。告発をする女性たちに対しては、匿名性が保たれた安全圏から「冷静になる」ことが呼びかけられる。

そしてトーン・ポリシングは、主張・告発している当の事実をも疑わせる効果を持つ。

それによって、サイバーセクсистにとってこのような脅威の深刻さを否定する——か、それが起こったことさえ完全否定するのに都合が良くなる。この否定はガスライティングの形をとる。ガスライティングとは、加害者が起こったことについての記憶を被害者に疑わせようとするような、虐待の一形態である。女性の経験に疑いを向けようとする企みは、女性に対して、信じられない、注目を浴びようとする、嘘をついているという濡れ衣を着せ、それによって沈黙させるような元々の脅しの効果を強化しようとする。(Poland 2016: No. 988)

サイバー空間における告発が起きる中で、トーン・ポリシングは告発する人々を萎縮させる効果をもつものとして問題化されてきた。主張をする者に対しその表現を批判し宥めるような言動は、その目的にかかわらず、現状の権力関係の維持に加担し、加害側を利するものだからである。一定の言語的ルールに従った言説のみを受け入れるというこの支配性の問題は、セクハラに限らず、日常で起こる差別の問題として指摘されているところでもある。

だが、どうして性差別者は「審判者」として振る舞えるのだろうか。その正当性はどこにあるのか。それを考察するのに参考になるのが、江原（1985）による、女性解放運動に対する「からかい」言説の分析である。江原によれば、この種のからかいは「遊び」であることが前提となるため、『真面目な』社会的相互行為の責任を回避できる（江原 1985: 180）のものであり、からかひの言葉を発した者が「普遍化」・「匿名化」される（サイバー空間言説の場合それは特に容易であろうと考えられる）。また、からかひは「親密性」、許し合える関係であることを確認する機能をもっている。ゆえにそれは強者からなされる時、攻撃の意図を隠し、弱者攻撃への非難を避けるために利用される。また対象を「真面目に相手にするに足らぬ者」と規定できる効力をもっているという（江原 1985: 185）。

このような構造の問題であるからかひに抗議することは、大きな負担となる。それは、からかひが攻撃であることの「証明」を行う必要があるからだ。

「からかひ」の構造自体を崩すことは、「からかひ」が「遊び」ではなく、特定できる個人やグループの意図的な攻撃であることを「証明」することによって行なわれる。その「証明」によって、潜在的な「からかう側」の共謀者であるオーディエンスを、「からかわれた側」にひきつけることができる。この結果、「からかひ」の言葉は「遊び」の文脈から脱し、特定できる個人やグループの意図や思想として読みかえられることになる。この形になって初めて、「からかひ」の言葉の内容は批判可能な体を呈することになる。（江原 1985: 186-7）

これは抗議する側に、他者の糾弾という敵対行為を行わせることであり（それ自身が既に非難の対象になる）、またからかう側は「遊び」のルール違反である（感情的に、真面目になっている）として反論ができる。明瞭に言語化されず、それゆえ抜けがたいからかひの構造は「呪縛」のように機能すると江原はいう（江原 1985: 175）。

バックラッシュ言説には、一定のカテゴリーの運用の仕方を求めるものがある。トーン・ポリシングにおいて男性が（表面的にであれ）告発者に対し主張するのは、「公的」な言説としての「形式」を求めることである（「科学的」言説と類似しているかもしれない）。だが実際のセクハラや二次被害は、「客観／主観」と「公／私」の間を行き来しながら起こるものである。このことは、これらのカテゴリーの「恣意的」な利用にも道

を開く。からかいが本来「私」的な領域で行われるものであるが、それがあえて「公」的な場でなされることによって、からかい対象が取るに足りない者として扱われるという効果も、江原が語ったところである。セクハラの語りを「公」にふさわしくないものとして「からかう」ひとつの有効な方法として「トーンポリシング」が可能であった。

このように考えた場合、「客観／主観」と「公／私」の二分法が強固に維持される場においては、セクハラが市民権を得ることが難しいということが言えるだろう。そして、前項の内容と考え合わせると、このことは、「本質主義」的解決方策と、バックラッシュ言説の（建前上の）表現が、親和性を持ってしまう可能性を示唆する。この側面は、二次被害の発生にも関わっていると考えられる。

さて、そこから、われわれが問うべきことは何か。一般化した定義になじまず、バックラッシュに揺らがされながらも、やはり「セクハラ」が意味をもって存在しているということではないか。「セクハラ」が何を指すものかについての共通理解は存在していると考えられ、ある一定の相互関係のあり方がセクハラとして取り出されることが可能であるということは、「セクハラ」を可能にする社会秩序が既に存在しているということである。

そして、それを捉える手がかりは、「客観／主観」と「公／私」の二分法に関わっているのではないかと筆者は考える。それは、「セクハラ」を捉え難くしている「客観／主観」と「公／私」の運用のされ方の問題を問うことが可能である、ということでもある。

セクハラを「語る」可能性

このような難しさのなかで、セクハラを語る可能性は、どこにあるだろうか。ここでは重要なヒントを論じている、湯川（2020）による、女子大学生たちが語るセクハラ被害についての考察を検討したい。

まず、女子大学生たちは、「これはセクハラと関係あるかはわからないが…」という前置きをしてから、自らの問題経験を語っているという。この時当人たちは、その被害が彼女たちの人生経験のなかでも比較的「軽微」であるゆえに、そのセクハラを許容している、ということの内容的には言っている。これは一見すると、セクハラ性の被害としての側面を否定するバックラッシュ言説にも親和的な語りである。

だが、実際には被害体験の語りを展開されることによって、「セクハラと関係ないかも」という前置きで語られている体験が、実際にはセクハラと「本質において実は密接不可分としか言いようがない」というもう一つのメッセージを、聞き手は受け取る。この「ずれ」を「直感的に拾い上げること」に湯川は、社会学者たちが通常前提とするような「戦略」的抵抗ではない形での、日常的「戦術」の〈抵抗〉を見出している。「重要なのは、この日常的『戦術』の中で偶発的に生まれる〈抵抗〉が、体験を語る対象者学生たちとそれを聴く調査者の学生たちとの協働作業によって可能となっていることだ」

(湯川 2020: 149) と湯川は語る。

被害を直接に人権侵害として主張しない、むしろバックラッシュにもなりうる語りだが、結果的に「女性に対する暴力」としての共通性を聞き手と共有させるものになっている。

このような連帯の芽は、「身近な友人の愚痴や悩みを聴く」日常的な場面に存在していると湯川はいう。この「戦術」的な〈抵抗〉において共有されるのは、社会変革のための「権力地図」ではなく、むしろそれを彼女たちは避けようとするという。

そこで聞き手に求められるのは、「(どう呼ぶか名前はわからないが) とにかく気持ち悪い出来事」を「気持ち悪いね」と共感してくれる姿勢のみであり、聞き手側から「ハラスメント」と名付けたり「その苦しみの本質は性差別・人権侵害だ」といったりする「戦略」的な権力地図の提示(=社会問題化への道筋を示すこと)は、回避される。なぜならそうした「戦略」的言語は、むしろ、現状でかろうじて残されている「戦術」的語りによる経験の共有さえ阻むことになりかねないからだ。(湯川 2020: 150)

このような、自分の認識を「押し付けず」、他者を尊重する徹底的な相対主義に立つ連帯は、「相対主義」・「ポストモダン」的な現代のフェミニズムでさえ共有している「差別の解消」という価値観をも相対化する点において危ういものではある。だが、湯川は、「名前のない不快に公的な名前を与えていくという道筋」を留保しても、「ただ目の前の人を尊重する日常的実践」から「戦術」的な〈抵抗〉と連帯が生まれる可能性を語っている(湯川 2020: 153)。

一枚岩ではない、積極的な変革主体を求めない抵抗の可能性として、湯川の指摘が示唆するところは大きい。注意深くなされる被害の語り、被害として認識される条件を考えることが、重要な課題であろう。

その場合により深く考えなくてはならないことは、セクハラの話にも、当人の意図とは別に存在する社会秩序が関わっていることである。前項のバックラッシュの検討から、女子大学生にとって、自身の体験を無媒介に公的領域(社会変革運動)に押し上げるリスクは大きいものであることがわかる。公的領域に置かれた語りは、「権力地図」の序列の中で位置づけられるからだ。「関係ないかもしれない」という前置きはそのリスクに対応した表現として機能している可能性がある。

そして、それを聞く者は、本当にそれを「ずれ」として認識するのだろうか、検討の余地があるのではないか。一定の共通了解(この人はセクハラ被害を受けている)を可能にしている社会秩序がすでに存在していると考えるとき、発される語りの「偶有性」(バックラッシュへの加担となるか、被害の語りとなるか)が、いかなる因果連関の中で、必然性を持つようになるのか、つねに生成され、維持される秩序が何か、という問い方ができるのではないかと、筆者は考える。

むすびに代えて

さて、ここまでの話から、セクハラや二次被害を防ぐために、またそれを「語る／聞く」あり方を考えるために確認しなければならない困難と可能性が見えてくる。

ひとつは、「公／私」の境、「客観／主観」の境を行き来するセクハラにおいては、本質主義的定義が困難であるということである。「客観的」定義も、「主観的」認識の重視も、ともに不十分であり、それはバックラッシュ、二次被害においても現れるものであった。「公／私」、「客観／主観」に関わるカテゴリーの運用の問題として、トーン・ポリシングやからかいを捉えることができた。

そして、このことは、本質主義的「定義」に基づく解決方策や、啓蒙主義的な側面を持つ抵抗運動が、セクハラそれ自体と同じ陥穽に陥る可能性を示唆する³⁾。

また、(場合によっては本人も意識しない形での) 相対主義的な他者尊重による連帯の可能性も見出されていた。ただ、その可能性を捉える上で、この相互作用を可能としている社会秩序を、その語りの偶有性を担保しながら、問うことが有効なのではないか。それが、「公／私」や「客観／主観」のカテゴリーを、これまで構築主義が行ってきたのとは異なる形で、問い直すことを可能にするのではないかと筆者は考えている。

注

- 1) 電子書籍(本稿ではすべて Amazon Kindle を使用している)からの引用は、頁数が変動するため、割り振られている位置ナンバー表示によって頁数表記に代える。以下同。
- 2) セクハラ問題を「解決」しようとする志向においては、「客観／主観」の二分法に基づいた「本質主義」がみられる。例えば厚生労働省のパンフレットを見ると、セクハラについては、種類(「対価型」(性的な関係の強要など)「環境型」(就業環境に対する害))についての説明と、「判断に当たっては、労働者の主観を重視しつつも、事業主の防止のための措置義務の対象となることを考えると一定の客観性が必要」との文言がある(厚生労働省 2015)。ある一定の言動(「女性社員の尻を触る男性上司」や「職場に性的なポスターを貼る」など)が本質主義的にセクハラとしてイメージされることには、それに当てはまらない被害を矮小化する効果があると考えられる。一定のセクハライメージが確立されたことが、被害者本人による被害の過小評価につながることもある(湯川 2020: 143-4)。
- 3) これに関して、近年、障害者などのマイノリティの人権を守る活動をするはずの福祉系団体におけるセクハラや二次被害が告発されていること(「べてぶくろ」、「愛成会」・「グロー」など)は、看過できない事実である。

文献

- Chantrell, Glynnis ed., 2002, *The Oxford dictionary of word histories*, Oxford: Oxford University Press. (澤田治美監訳, 2015, 『オックスフォード英単語由来大辞典』 終風舎.)
- 江原由美子, 1985, 『女性解放という思想』 勁草書房.
- 厚生労働省, 2015, 「事業主の皆さん 職場のセクシュアルハラスメント対策はあなたの義務です!!」, 厚生労働省ホームページ, (2021年2月26日取得, <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/00.pdf>).
- MacKinnon, Catharine A, 1979, *Sexual Harassment of Working Women*, London: Yale University Press. (村山淳彦監訳, 1999, 『セクシャル・ハラスメント オブ ワーキング・ウイメン』 こうち書房.)
- 牟田和恵, 2013, 『部長, その恋愛はセクハラです!』 (2013, 集英社刊), Amazon Kindle, (2021年2月19日取得, https://www.amazon.co.jp/gp/product/B00HFI8QAG/ref=ppx_yo_dt_b_d_asin_title_o01?ie=UTF8&psc=1).
- Poland, Bailey, 2016, *Haters: Harassment, Abuse, and Violence Online*, Lincoln: Potomac Books. Amazon Kindle. (Retrieved February 26, 2021, https://www.amazon.co.jp/dp/B01LYIP1B2/ref=dp-kindle-redirect?_encoding=UTF8&btkr=1).
- Thomas, Alison M. and Kitzinger, Celia, 1997, "Sexual Harassment: Reviewing the Field", Alison M. Thomas and Celia Kitzinger eds., *Sexual Harassment: Contemporary Feminist Perspectives*, Buckingham: Open University Press, 1-18.
- 湯川やよい, 2020, 「『問題経験』としてのセクシュアル・ハラスメントの語りにおける〈抵抗〉の可能性——女子大学生がアルバイト先で体験するジェンダー差別」『思想』 1152: 140-55.

日本におけるヒアリング・ヴォイシズ運動の受容

—「聴声」概念の創出とその説明の変遷—

中恵真理子

徳島県立総合看護学校非常勤講師

nakaemrk@gmail.com

The Acceptance of the Hearing Voices Movement in Japan

The Creation and Explanation Transition of the Concept of “Chosei”

NAKAE Mariko

Tokushima Prefectural School of Nursing

Keywords : Hearing Voices, Concept of “Chosei”, Rubin’s vase

1 本稿の目的

本稿では、日本におけるヒアリング・ヴォイシズ運動の受容がいかになされたかについて考察する。ヒアリング・ヴォイシズ運動を日本に紹介した佐藤和喜雄は、まずマリウス・ロウム&アレキサンダー・エッシャーによって執筆された論文 “Hearing Voices” (Romme & Escher 1989) の訳語として「聴声」という用語を創出した (佐藤 1993:65)。「聴声」は「幻聴」という近代医療の疾病概念とは距離を置く用語であり、端的に「声が聴こえる」という体験をさしている。しかしその後、佐藤和喜雄による “Hearing Voices” の訳語及び説明は変化する。1996年の “Hearing Voices” の邦訳別刷り冊子では、概念化の程度の低い「声が聴こえる」という訳語を使用している (佐藤 1996: 1)。さらに2001年にはヒアリング・ヴォイシズの説明として「ルビンの盃」という喩えで聴声という言葉の説明している (佐藤 2001:8)。

日本におけるヒアリング・ヴォイシズ運動の受容を特徴付けたのは、「聴声」概念の翻訳と解釈であった。というのは、それによってこの運動の理念と方向が定まったと考えられるからである。そこで、本稿では、この概念が当事者にどのように受け止められたかを提示するとともに、佐藤による訳語や説明の変遷について、筆者は考察しようと思う。この変遷の背景には、日本において聴声当事者が病者 (統合失調症者) として扱われ、スティグマが付与されるという状況が大きくは変わらないということがあるように思われるのである。すなわち、運動支援者幹部である佐藤はスティグマに抗するパッシングを一貫して図ったのだと考える。そして聴声概念については一見そのつど説明が変えられているけれども、当事者利益を鑑みると一貫しているの

ると考える。

2 問題意識

佐藤は、ロウムとエッシャーの論文 (Romme & Escher 1989) を翻訳して『臨床心理学研究』誌に「ヒアリング・ヴォイシズ (Hearing Voices、聴声現象)」というタイトルで掲載した (佐藤 1993)。佐藤は、疾病概念である「幻聴 (auditory hallucination)」という概念との区別を図る著者たちの意向を汲み、「聴声」という訳語を創出した¹。この「聴声」概念の紹介によって、日本にヒアリング・ヴォイシズ運動の理念が提示されたのである。すなわち、「幻聴」という近代医療による解釈を避け、人間に起こりえる体験の一つとして中立的な態度で対処しようとすることを選んだのである。

しかしその後、「聴声」概念については、日本のヒアリング・ヴォイシズ運動の中で、その紹介・普及に努めた当の佐藤和喜雄によって、異なる理解の提示がなされるようになった。

本稿では、上記の聴声概念の創出とその後の変遷を詳述し、当事者によってどのように、受け止められ使用されているかについて、当事者の語りをもとに分析する。次に「聴声」概念の説明の変遷がなぜ以下に示すような形で起きたかについて、ありえる可能性を説明として提示する。

これらの作業によって以下のことを明らかにする。中恵 (2011) においても明らかなように、ヒアリング・ヴォイシズ運動にかかわる「聴こえる」当事者は、複雑なパッシングを強いられている。日本にヒアリング・ヴォイシズ運動を輸入する際に起きた際立った特徴を記述することで、聴声概念を使用する人々にとって開かれた行為モデルをより一般化することを目的とする。

3 「聴声」概念の変遷

日本へのヒアリング・ヴォイシズの輸入の過程で「聴声 (現象)」という言葉は、ヒアリング・ヴォイシズの訳語として作られた。1節ではもとのロウム&エッシャーの論文がどのようなものであるか、2節ではどのように訳出されたか、その後、版を重ねてどのような変化が生じたかについて、見ていく。

3.1 ロウム&エッシャーの “Hearing Voices”

ロウムとエッシャーは、1989年に “Hearing voices” 論文を、『スキゾフレニア・ブレットイン (SCHIZOPHRENIA BULLETIN)』誌に発表した。

ロウムとエッシャーは患者と面談し、「声が聴こえる」ということの意味やそれに対する対処法について、患者と共同して探索を始めた。彼らは、オランダの人気番組に出演し、その視聴者に呼びかけて、誰もいないのに、あるいは音源が特定できないのに「声が聴こえる」人々に関する調査を試みた。その結果 700 名が調査に応じたが、

うち 450 名が「声を聴いている」体験について情報を提供した。そして 450 人のうち 300 人は声に対処できないといい、150 人は声を扱える、つまり声が自分にとってもつ意味を解釈し理解するなり、声そのものを無視するなり、声に邪魔されず生活できると言ったのである²。このようにロウムとエッシャーは、声を聴いていても病院にかからず声に対しここ各々の対処法を得て普通に生活している人々が存在することを発見した。また、声の対処をめぐって、声が聴こえてくるようになった初期の混乱から声に対処し声に邪魔されず生活できるようになるまでにはいくつかの段階があることも発見した。彼らは当事者同士で体験を分かち合うミーティングをもつことが、声による混乱から脱するうえで重要であると結論付けた。

この論文では、表題にあるように「声が聴こえる現象」をそのまま **Hearing Voices** としている。そして内容を読むと、「声が聴こえる現象」に対して医療的な対処法とは異なる態度で対処する実践を描いている。ここから **Hearing Voices** という言葉自体が幾分運動の理念を示しているように受け取ることが可能である。しかし、論文の中では「声が聴こえている」人の中で、医療機関を受診することによって対処する人々のことも併記している。これらのことから筆者は、ロウム&エッシャーは“**Hearing Voices**”という言葉は運動の理念を表すものというよりも端的に「声が聴こえる現象」を指して使っている、と理解した³。

3.2 佐藤和喜雄による翻訳（1993 年版および 1996 年版）

ロウム&エッシャーの“**Hearing Voices**”については、佐藤の邦訳が 1993 年の『臨床心理学研究』31 巻 2 号に掲載された。表題は「ヒアリング・ヴォイシズ——**Hearing Voices**、聴声現象」と訳出されている。この訳語によって、**Hearing Voices** は「幻聴」とは異なる含意をもつ「聴声」という概念が広がることとなった。その後 1996 年に岡山で、日本で初めてのヒアリング・ヴォイシズ研究会主催のミーティングが行われた。このミーティングに先立ち、佐藤は 1993 年の邦訳に修正を施し、別刷り冊子（初版 1996 年 3 月 20 日）にして関係各者に配布している。筆者の手元にもこの別刷り冊子があるが、この別刷り冊子の表題は「ヒアリング・ヴォイシズ——**Hearing Voices**、声が聴こえる」となっており、「聴声」という訳語は採用されていない。訳語が変わった理由としては、岡山でミーティングを開催していくに際し、難しい議論をするためのものではなく、当事者の方に体験を語っていただいて、知恵を分かち合う場所ですよという意味で、分り易い表現に変えたのだと考える。さらに佐藤によって 1996 年に立ち上げられた研究会からニューズレターが発行された。次項では、その創刊号に発表された佐藤の「ヒアリング・ヴォイシズ」運動についての説明を紹介する。

3.3 佐藤和喜雄によるヒアリング・ヴォイシズの紹介

表紙1頁目の挨拶文で、ヒアリング・ヴォイシズ運動を、佐藤は次のように紹介している。

周囲の環境に物理学的に確認されるような刺激がなくても「声が聴こえる」という体験は、現代の精神医学では、「幻聴」といわれる症状として、精神医療の対象と考えられています。しかし治療を受けていても、「声」にともなうさまざまな困難から容易に逃れられないことも、多くの人々が経験するところです。逆に、そのような「声」が聞こえていても、精神医療を一度も受けずに、その人らしい生き方と生活を築いている人々もいることがあまり知られていないことが、ある研究的・運動的取組から分かってきました。それがヒアリング・ヴォイシズの取組です。

それは、聞こえる体験をそのまま「ヒアリング・ヴォイシズ＝声が聞こえる」という言葉でとらえ、体験者の言葉でそれへの理解・対処・支援について学び、聞こえる当事者の自己理解と関係支援者の理解・視点の拡大をすすめ、それによって、ともに生きる社会関係の発展に貢献しようとする研究と支援活動（Research and Empowerment）です。

（佐藤 1997：1）

上記の引用文において、佐藤は、「声を聴いて」いても受診しない人々がいることに注目している。すなわち「精神医療を一度も受けずに、その人らしい生き方と生活を築いている人々もいる」のである。このような姿勢をもつ佐藤にとって、この時点での運動の理念は、「医療的対処とは距離を置いて中立的な態度で当事者の体験を捉えるべき」という「聴声」概念と隔たったものではなかった。当事者の一部は、こうした含意をもつ「聴声」の概念を受け入れ、自ら使用するようになったのである。次節では当事者がどのように「聴声」という言葉を使用しているかについてみる。

4 当事者による「聴声」概念の受容

筆者は、2013年9月14日「ヒアリング・ヴォイシズデイ」⁵の記念講演会の際、聴声当事者の一人に、幻聴という言葉に代えてこの「聴声」という言葉を使うべきだということを知り、この機会を得た。この記念講演会の発表者はヒアリング・ヴォイシズ運動に関わってきた人々、佐藤和喜雄、ミーティングに参加してきた聴声当事者、および聴声当事者家族、この運動を理解し支援する医師らである。講演は一般市民に公開された。筆者はこの講演の記録を引受け、発表者から論文に引用する許可を得た。下記当事者Tの語りを紹介する。

そうそう。こういうふうにしてその興味のある方だけではなくてですね、まず先生

の診られている診療所とか病院では、幻聴という言葉をやめてくださいと、あのう積極的にあのう働きかけていただきたい、私の願いになります⁶。

このTの語りの背景には、患者として医療者と関わった体験があると思われる。すなわち、従来の近代医療の受診過程において、医師は患者が幻聴について語ることを拒んできた歴史がある。というのは、医師は患者の「幻聴」の内容に踏み込んで診療を行うと、患者が幻聴に捕らわれ、症状が悪化すると考えたからである。患者が幻聴の内容を周囲の人に語っても、「だからお前は精神病だ」「私には聴こえていない。お前がおかしいんじゃないか」と否定されてきた。Tは、こうした近代医療における医師と患者の関係を背景に、当のTにとっては嘘でも何でもなく、「実際の声」として「聴こえているんだから」、そのことを事実として認めて欲しいということを述べている。

当事者Tは、近代医療が彼（女）の体験を疾病と位置付けることを批判したと解釈できる。Tは次のように、「幻聴」に替えて「聴声」という言葉を用いる佐藤を支持している。

それはその人がそう感じられて、あのう、歴史的に、幻聴と言われてるから、あのう幻聴と言っているんであって、前にそのう佐藤先生の言われる「聴声」という言葉があったとしたらですよ、あったとしたら、幻聴とは言われなと思うんです。皆、皆さんそうです。歴史がいかんせん、新しいから、ですからあのう幻聴という言葉が先にはいちゃって、あのう実際に聞こえているのに、幻と、幻だといわれてるわけです。

ここで当事者Tが「歴史的に幻聴が先に入っちゃって」というのは、「声が聴こえること」についての近代西洋医療による、医療への囲い込みのことを指していることだと分かるが、明示的には語っていない。しかし、もしそのような医療の囲い込みがない状態で、「声が聴こえる」現象を「聴声」と呼んでいたら、「声が聴こえる」当事者への医療的介入そのものが必然ではなかったかも知れない、と考えているようである。

この後さらに医療的な介入によらない「声が聴こえる」人への処遇が存在したことを「いたこ」の例をあげて、根拠づけている。

それですね、そのう、声が聞こえるだけでは病気とは言えないという部分があってですね。あのう、いたこですね、声、死んだ人の声を聴いてあのう状況を説明したのを、聴かれる人のこのう答えるとかね。町の拌みやさんとかね、（そう）いう人は、自分が聴きたいときに聴きたい内容をあのう聴いてるわけです。その人た

ちにとってはあとう、精神医療には関係ない。

すなわち当事者 T の語りでは、「聴声」という概念が「幻聴」という言葉と対比的に用いられている。当事者は、近代医療に対する批判を含意する言葉として前者を用いたのである。

またいたこについては、いたこ自身が自分でオン、オフをコントロール出来る存在だと見なされているから、T の言うように、「精神医療には関係がない」と言える。

以上のように、当事者は「聴声」概念を、「声が聴こえる」人々の処遇をめぐる闘争を表現する共同的なシンボルとして用いた。当事者 T は、「声が聴こえる」という現象をそのまま逸脱行為とみなすべきではなく、別様の処遇がなされる必要があるとの考えに基づいて、「聴声」の概念を使うことを主張したのである。

5 ルビンの盃という「聴声」説明

その後、佐藤はヒアリング・ヴォイイズ運動の説明の際に、「聴声」という概念を「ルビンの盃」の喩えを使って説明するようになった。しかし「聴声」から「声が聴こえる」そしてその説明に「ルビンの盃」という喩えを用いて説明するという変遷は、「聴声」概念からの移行ではなくその温存・洗練であった。この喩えは、2001 年の『ヒアリング・ヴォイイズニュースレター29』において用いられている。当事者 T は「聴声」概念を 2013 年にも使用しているし、佐藤も状況と文脈・また誰を相手にしているかによって、使い分けをしている⁷⁾。

下記に「ルビンの盃」という喩えを最初に用いたニュースレターの記事（佐藤 2001: 8）を引用する。

「ルビンの盃」では、黒い部分を 2 人の横顔と見ている時には白い部分が背景に退き、一瞬後に白い部分に注目すると、それが優勝カップのような盃に見え、黒い部分は背景に退いてしまい、そこに人の横顔が見えるとは思ってもよらない、という体験を殆どの方が持つでしょう。

聴声を症状と見て消失をはかると、体験として対等にかかわりあいながら一緒に対処法を考えるやり方とは、あたかも「ルビンの盃」における知覚の反転に似た視点の転換が必要であることを強調しました。

（佐藤 2001:8）

この佐藤の「ルビンの盃」についての説明を読むと、図と地の反転のように声を体験として見る見方も症状とみる見方と対等であるということを強調するものであるが、「聴声」概念で開いた地平から、佐藤自身は、声を体験として見る見方に価値を置

いているのではないのかと筆者は考え、「ルビンの盃」については、3度にわたって佐藤本人にインタビューした。下記に直近のインタビューでの佐藤の語りを引用する。記録は2014年2月15日のものである。

まず、「ルビンの盃」という喩えについて、どちらを図と見どちらを地と見た方がいいか、価値判断も入っているのかという質問に対しては、「両方の見方があると、両方の見方があるって優劣を、私は言っていない」と佐藤はこたえた。佐藤の「ルビンの盃」による説明とは、「幻聴」と「聴声」とは同じ現象の図と地であって、どちらも図にも地にもなる。佐藤は、この2つのとらえ方に優劣はないという。

このことは、ヒアリング・ヴォイシズ運動受容の重要な変遷のポイントであると考えた。ヒアリング・ヴォイシズを「聴声」という邦訳をつけていたときと、「ルビンの盃」と喩えたときとでは、「声の聴こえる」当事者についての位置付けに変化が生じているといえるからである。「聴声」概念では聴声者は病とは言えないことが強調されていたが、「ルビンの盃」では聴声者は病でないこともあるし病であるともいえる、ということになる。

既に見てきたように、「聴声」概念は、「声」は必ずしも「病」の兆候とはいえないということを含意し強調した。他方「ルビンの盃」では、当事者をときには治療を受けるべき病者としてもみなすことができる。当事者にとっては、「聴声」概念によって、健常者としてカテゴライズすることも可能になったが、同時にそのことは「幻聴」=疾病患者として現われることを排することを意味していた。しかし「ルビンの盃」によって、当事者は両方の見方を再び採用できるようになった。

そういうふうには体験としてみるんだから病気じゃないんだとあまり言っちゃうと病気、病気といったらいけないのかというふうになっちゃって。病気という見方がね、まあひとつの見方で、基準作ってみて、でそういう病気という見方が成り立ち、それに対する対応をまあ出来るだけ焦点化すると。そのほうがその人のまあ生きていく手助けになると、いうことで初めて意味が出てくるね。それをやらないで、レッテルを貼るというだけでは排除になるんですね。それから病気とか症状が出てくるなって思うときに、あのう神様が教えてくれているから、あまり無理しちゃいけないと、休みなさいと、プルシェンコ、エフゲニー・プルシェンコがこの間のえー最後のオリンピックの男子個人の、シングルのフィギュアで、えーショートはきちんとやりきってで、ショートはきちんとやりきったと。で、ショートじゃない。フリーになったときに、腰を痛めたみたいで、んで、棄権しましたね。あれすごい判断だったと思いますよ。あれやっちゃっていたらもっと痛めて、非常に痛めてね、たかもしれない。で、そのう症状というのは、ライセンス、そのう通常の社会的活動からちょっと引っ込んで、通院するとか、そういうことのライセンス、というこ

とをあのう一月の例会の時に私が言ったんです。それ、ライセンスっていう言い方をわりと、アピールするんです。そういうふうに見るときはね、あのうこの病気という見方を大事にするっていうか、自分も使えるわけだし、周りも使うわけ。

佐藤が「ルビンの盃」の例えで強調するのは、「声」を「病」の徴候と見ることが当事者の利益になることがあるということである。佐藤はプルシェンコがオリンピックのフリーの演技を腰痛のため棄権したことを勇気ある選択とし、医者にかかって治療を受けることを、合理的選択である、ライセンスがあるというように、説明する。ライセンスがあるということは日常を生活していく上で、当事者が医師の指示に従うだけではなく、医療にかかること自体、当事者が日常生活に支障をきたしたときの選択肢の一つだとみなす、そういう見方でプルシェンコを見ているのである。

「聴声」概念の場合においては「幻聴」とは対立し、医者は、「声」の存在を否定し、薬で取り除くという行為をするという意味で、ヒアリング・ヴォイシズと医療は対立する立場として描かれていた。「伝統的な精神医療の扱いでは」と語るときの佐藤の立場がこれである。それに対し、「ルビンの盃」では、もはや佐藤が表現する「当事者」と「医者」の立場は、医療というサービスの受け手である当事者と医療というサービスを行う専門家として、当事者を医療の主體的なユーザーとしてみなしている。

6 「聴声」概念から「ルビンの盃」へと変化した過程でおこったこと

6.1 脱医療化と向医療化の同時進行

「聴声」概念から「ルビンの盃」という喩えで説明するという変化の過程で起きたこととして、脱医療化と向医療化の同時進行、ということが指摘できる。ヒアリング・ヴォイシズ運動の当初の課題は、医療への啓発であった。「聴声」概念で切り開かれた見方すなわち「聴こえていても医療にかからずに普通に生活できる人々が存在する。聴こえること自体が疾患そのものではない」という脱医療化の側面を打ち出した。それがある程度達成されると、当事者を悩ます「声」の存在に対して、当事者は医療のユーザーとして、肯定することが課題になった。「声」が聴こえていても精神医療を受けないで暮らしている人びとが存在することを指摘したこと、「声」を一つの「現象」として受け入れて、聴声当事者の社会的処遇においても歴史的変遷があったことを指摘したことは、当事者の自尊感情を高めることにつながったとは言えよう。しかし、自分の意図しない「声」が聴こえることは、一部の当事者によっては、日常生活に支障をきたすものであることに変化はなく、それは医療における患者という立場をより積極的に肯定するものであった。これが向医療化の側面である。このことは、せめて「声が聴こえること」を身体の「病」と同様な次元にまで、すなわち当事者は医療に束縛されるという従来の精神障害と医療との関係から、当事者を主體的な

医療のユーザーとして見なし、精神障害を持つ人へのスティグマの度合いを低めることが、支援者佐藤の狙いだったのではないかと、考えられる。

6.2 「幻聴」当事者に対するスティグマとパッシングの日本的有り様

ただしここで、「聴声」概念を次第に佐藤が言わなくなったことの別の説明を呈示したい。実は佐藤は一貫して「聴声」を現象として見ていたのであって、「体験」か「病」という位置づけについての選択は実は、どちらでもいいと当事者に言っていたのではないのかと考える。

根拠は、先ほど述べた佐藤に行った「ルビンの盃」についての3度の聞き取りに基づく。

筆者は「ルビンの盃」に関する3度のインタビューを経て、筆者の理解を佐藤に確認するという作業、つまりヒアリング・ヴォイイズの理念について同定しようとする試みを行ったが、それらはことごとく失敗した⁸。ヒアリング・ヴォイイズを医療的な対処の仕方とは距離を置く運動と確認すればするほど、はぐらかされ、遠慮深く否定され、最終的には3度目のインタビューのように医療機関を受診すること自体を肯定されてしまった。

しかし、佐藤が「聴声」概念を「ルビンの盃」で否定してしまったと考えたのは、おきていることを見誤ることになる。聴声をルビンの盃という喩えを用いて説明することは、病気か体験か二者択一的な見方ではなく、どちらでもありうることを表していることを先に述べた。勿論体験の方を強調しすぎると当事者が無理しかねないということも考えられる。しかしだからといってルビンの盃という喩えによって「体験」として確定することは困難になったということではないように思う。筆者が、佐藤への3度目のインタビューを通してルビンの盃という喩えを佐藤が使用した意図を尋ねたのには、筆者自身が、聴声を体験として確定してほしいという願望が背景にあったからではないかと気付いた。聴声を体験一本で説明してくれないと、日本のヒアリング・ヴォイイズ運動はどっちつかずだと、看做さなくてはならない立場に筆者が追い込まれるような気がしたのである。

筆者は最終的に、ルビンの盃で説明しているところの聴声という現象を病であるか体験であるか二者択一的に確定しようとする試み自体、筆者がマジョリティの見方から脱しきれていなかったのだということに気付いた。このような試みをしてしまったことは、幻聴を聴声という呼び名に変えてもスティグマに囚われることがありえるということを図らずも物語っている。なぜならもしこれが非聴声者に対してなら、「あなたは病の状態なのか、単に体験している状態なのか」などと尋ねることなどないということを考えてみれば、容易にわかるからである。したがって佐藤のどっちつかずの回答は非常にわかり易く筋が通っていることになる。そもそも聴声を病か体験か問題に

する筆者の眼差しそのものに対する佐藤の抵抗があったと考えられる。

聴声についてのルビンの盃という喩えを用いた説明は、そのような眼差しに対するパッシングであるように思われる。

つまり、そもそもあなたがどうであるか私がどうであるかということを理解したり確定したり当事者であれば言明することを避ける行為モデルがパッシングとして表に出てくるということである。

このことは「聴声」概念以降も、日本において聴声当事者が病者（統合失調症者）として扱われ、スティグマが付与されるという状況が大きくは変わらなかったということがあったのだと考える。佐藤は「ルビンの盃」という喩えによって以下のような運動参加者の行為モデルを切り開いた。運動参加者は、「かくあるもの」と確定されたり理解されたりすること自体を避け、絶え間のないコントロール状況を生きることになった。

「聴こえること」は問題でない時も、問題であることもある、そのことはそのつど入れ替わり当事者に立ち現われる。支援者佐藤が精神障害当事者解放運動において切り開いた、行為の新たな地平であるのではないだろうか。

7 本稿のまとめ

本稿では、日本のヒアリング・ヴォイシズ運動の受容の特徴として、「聴声」概念の創出と、その説明の変遷があることを指摘した。「聴声」概念によって運動のめざす世界観が提示されたが、強調点の変遷を余儀なくされた。この変遷の背景には、「聴声」概念の創出によっても、聴声当事者が病者（統合失調症者）として扱われ、スティグマが付与されるという状況が大きくは変わらなかったのではないのか、ということである。「聴声」概念は、「聴こえる」という体験イコール「病とは限らない」というシンプルで一貫したメッセージであるのにすぎないのに、「聴声者」に対し「患者」なのか「健常者」なのか、どちらで捉えるべきか、という個々の当事者にとりぶしつけな関心が浮上する側面ももちあわせていた。エフゲニー・プルシェンコが行った選択についてであるが、実は聴声者も同様の選択を行っていると考えてみると理解しやすくなる。聴声者もまたプルシェンコと同じように十分な責任能力を持ち合わせて、同じように多大なプレッシャーの中で行為の選択をしていると理解するのであれば、社会は聴声者に対してもっと寛容になるように思われる。佐藤は聴声者に対し、ライセンスがあると述べているが、このような聴声者に対する信頼がこの運動体には脈打っているように考えられた。

【注】

- 1 筆者は「聴声」概念はハーヴェイ・サックスの「ホットロッダー——革命的カテゴリー」（Sacks1979=1987）と同様の佐藤和喜雄による innovation だったと考えてい

- る。即ち、マジョリティによるマイノリティの意味付け価値評価に対抗する、マイノリティ側の自己執行カテゴリーであったと考えている（中恵 2016）。
- 2 Romme & Escher（1989）論文で使われている 700 名 450 名 300 名 150 名などキリが良すぎる数字の並びについて筆者なりにその理由を検討した。原著では “After the television program, 700 persons responded to our appeal; 450 of them heard voices. Of these 450, 300 reported not being able to cope with the voices and 150 said they were able to handle them.” とあり、直訳すれば「テレビ番組の後 700 名が私たちの申し出に反応し、それらの内 450 名が声を聴いており、300 名は声に対処できないが 150 名は声を扱うことができると言った」となる。この数字は単にカテゴリー間の重なりをおよそとしてまるめたのだと考える。
 - 3 ニューヨーク・タイムズ紙の無料検索サービスでマリウス・ロウムを検索したところ、2 件ヒットし、2 件とも hearing voices に関する記事であった（取得日 2015 年 10 月 29 日）。hearing voices は医療的な概念である auditory hallucination（幻聴）と重なりがあり、医療的な事例も含めて hearing voices は現象概念として扱われている。しかし、佐藤へのインタビューで hearing voices の世界会議では、妄想系の当事者の人も having thoughts と呼ぼうという流れがあったことが語られており（2011 年 12 月 15 日インタビュー）、欧米のヒアリング・ヴォイシズ運動においても医療的な対処とは中立的な態度で、幻聴・妄想と対処するという、hearing voices が運動の集合的アイデンティティ概念としても使用されていた可能性は十分あり得る。
 - 4 『ヒアリング・ヴォイシズニュースレター』や『臨床心理学研究』など一次資料を検討した結果、声が「聴こえる」という場合も「聞こえる」という場合も区別されず使用されている。引用に当たっては元の資料の通りに記述したが、筆者の地の文では「聴こえる」で統一している。
 - 5 ヒアリング・ヴォイシズの国際ネットワーク=INTERVOICE は 9 月 14 日をワールド・ヒアリング・ヴォイシズ・デイと定めて、各国各地でそれぞれに趣向を凝らした取組みがなされている（ヒアリング・ヴォイシズ研究会 2006）。
 - 6 聴声当事者 T、20 代のときに統合失調症と診断される。ヒアリング・ヴォイシズ研究会が初めて開催された 1996 年の第 1 回目のミーティングからずっと参加している。なおこの語りの引用は被引用者 T の許可を得て行った。
 - 7 日本臨床心理学会発行の『クリニカルサイコロジスト』第 180 号（2015.6.10 発行）に、「ヒアリング・ヴォイシズ京都ワークショップのご案内 開催日 2015 年 7 月 25 日」の案内が筆者の手元に 2015 年 6 月 15 日に届いた。その中で「なお HV では、『幻聴』体験者の体験をありのままに尊重する意味から、『幻』の文字をはずし『聴声』とか『ヒアリング・ヴォイシズ』と呼称しています。」とあるので、『聴声』という言葉、運動幹部が 2015 年において使用しているということが分かった。しか

しながらヒアリング・ヴォイシズ研究会の支持母体である先の日本臨床心理学会は編著として2010年に『幻聴の世界——ヒアリング・ヴォイシズ』を出版している。少なくとも2010年当時、日本臨床心理学会は、本の出版という一般の読者を想定した際、ヒアリング・ヴォイシズを「聴声」と訳した際に生じる、対抗文化的意識やカテゴリーの自己執行（中恵2016）といったことは目的になかったと、筆者は考える。

- 8 筆者はこれまでに「ルビンの盃」という喩えについて、佐藤和喜雄に3度にわたってインタビューを行っている。第1回目2011年12月15日、第2回目2012年5月12日、第3回目2014年2月15日である。そしてインタビューの後になるほど、「医療化」の度合いが高まっていることが分かる。具体的に述べれば、2回目のインタビューでは、「声」を個人帰責する医療的な扱いとは距離を置くものとして、次にたとえ「声」を医療と同じく個人にとっての課題だとしても、周囲の者は聴くに値する「豊かな体験」として分かち合うべき価値があると捉えていた。

【文献】

- 中恵真理子, 2011, 「パッシングとしてのヒアリング・ヴォイシズ——当事者へのインタビュー分析を通じて」『臨床心理学研究』43(3): 42-52.
- 中恵真理子, 2016, 「ヒアリング・ヴォイシズ運動の社会学——サックス理論の現代的意義」『奈良女子大学社会学論集』23: 120-133.
- 日本臨床心理学会編, 2010, 『幻聴の世界——ヒアリング・ヴォイシズ』中央法規.
- Romme, Marius & Alexandre Escher, 1989, "Hearing Voices," *Schizophrenia bulletin*, 15(1): 209-216.
- Romme, Marius & Alexandre Escher, 1989, "Hearing Voices," *Schizophrenia bulletin*, 15(1): 209-216. (佐藤和喜雄訳, 1993, 「ヒアリング・ヴォイシズ——聴声現象」『臨床心理学研究』31(2): 65-76.) (再録: 佐藤和喜雄訳, 1996, 「ヒアリング・ヴォイシズ——Hearing Voices、声が聴こえる」ヒアリング・ヴォイシズ研究会.)
- Sacks, Harvey, 1979, "Hotrodder: A Revolutionary Category," G. Psathas (ed.), *Everyday Language: Studies in Ethnomethodology*, New York, Irvington Publisher. (山田富秋・好井裕明・山崎敬一訳, 1987, 「ホットロッダー——革命のカテゴリー」『エスノメソドロロジー——社会学的思考の解体』せりか書房, 21-40.)
- 佐藤和喜雄, 1997, 「挨拶」『ヒアリング・ヴォイシズニュースレター』1号, ヒアリング・ヴォイシズ研究会: 1.
- 佐藤和喜雄, 2001, 「ワークショップ『コーピング』でHVを発表 120名が熱心に」『ヒアリング・ヴォイシズニュースレター』29号, ヒアリング・ヴォイシズ研究会: 7-9.

謝辞

本稿の作成にあたって、奈良女子大学名誉教授の栗岡幹英先生のもとで、繰り返し丁寧なご助言ご指導をいただきました。また同大学名誉教授の松岡悦子先生には作成の途中の段階からご助言をいただき、執筆に際しては「いたこ」について文化人類学の観点から、詳しくご指導をいただきました。最後に本稿を完成するにあたっては、『現象と秩序』編集委員の先生方から、非常に丁寧な査読コメントをいただきました。御礼申し上げます。

明治・大正期の大阪落語資料にみる罵りの助動詞について

村中淑子

桃山学院大学

tmuranaka@andrew.ac.jp

A Study of Auxiliary Verbs of Cursing in Osaka Rakugo Materials of the Meiji and Taisho Eras

MURANAKA Toshiko

St. Andrew's University

Key Words: Treatment Expression, Narrator, Listener, Osaka Dialect, Transcribed Data

要旨

明治後期から大正にかけての大阪落語 SP レコード文字化資料を用いて、大阪方言における罵りの助動詞ヨル、ヤガル、クサル、ケツカルについて考察した。ヨルの特徴として、第三者待遇がほとんどであり、叙述的な性質が強く、嘸の語り手に使われるという点が見出せた。クサルとヤガルの使用者が相補的であるという傾向も見られ、クサルは重みのある年配男性、ヤガルは若者あるいは軽劇な男性が使うと考えられた。

1 はじめに

村中（2019）において、大阪方言における罵りの助動詞について考察した。用いた資料は、近世末期の滑稽本「穴さがし心の内そと」であった。本稿はその続編的論文として、明治期および大正期の、大阪方言における罵りの助動詞について考察する。用いる資料は、明治後期から大正にかけての大阪落語 SP レコード文字化資料である。

罵りのことばについては、①一部の人だけが使う例外的なことばであり、②取り上げる価値がなく、つまらないもので、③存在しない方がよく、なくすべきもの、とみる向きもあろうかと思われる。しかし、決してそうではないことを説明したい。

まず、①一部の人だけが使う例外的なことばであるかどうか、について検討しよう。確かに、罵りのことばが下品なイメージを持つことは否定しきれないし、公の場では使いにくいと思う人が多いだろう。特定の人を公衆の面前で直接罵るということになれば、罵られた方は不快で精神的ショックを受ける可能性が高いが、罵った話し手の方も、社会的地位や人間関係にマイナスの影響を被る恐れがある。したがって、たとえ口を極めて罵りたい気持ちがあっても、公衆の面前では自重する人が多いだろう。だが、友人や家族の前で、

あるいは1人である時に、誰かや何かを罵ったという経験は、多くの人にとって稀なものでもないだろう。また面罵ではなく、陰で罵るのであれば、人間関係に重大な結果を招くこともなく、比較的気楽に行えると考えられる。身近な知り合いを罵るのではなく、有名人や何かの事態を罵る（例えば最頂のスポーツ選手や最頂のチームが負けたことを罵る）のであれば、ますます気楽に行えるであろう。つまり、場面や罵る相手との関係によっては、罵りのことばを使うことは、多くの人にとって大いにありうることだと考えられる。

次に、②取り上げる価値がなく、つまらないもの、とみるのが適切かどうかである。罵りのことばは、話し手が、対象となる人や事態を否定的に捉えていることを、ことばの上で明示するものである。話し手が人や物事を否定的に捉えたことの明示を行うということは、すなわち、「貶す」「悪口をいう」「文句」に近いものとして位置づけられる。「悪口」であれば、おそらく時代や地域を問わず、古今東西存在するものである。また、人や物事の悪口を共有することによって、その場の雰囲気盛り上がるということはよくあることであり、気の利いた悪口は人々に歓迎されることすらある。上手な悪口が言えることは、機知に富むことの証明とも言える。つまり、悪口は、特殊なものではなく一般的に存在しうるものであり、発せられる場面・状況によっては、プラスに意味付けすることも可能である。このように考えると、「悪口」に隣接する言語行動である「罵り」も、プラスの意味付けをすることが可能であり、取り上げる価値も出てくるのではないか。

最後に、③「罵り」のことばは存在しない方がよく、なくすべきものかどうか、について検討しよう。何かに対する腹立ち、憤り、やり場のない怒りなどを抱えた時、人は罵りのことばを発する可能性がある。そして、腹立ちや怒りを抱えていることの明示をしなければ、適切な表現をしたと話し手自身が感じられない場合がある。

例えば、大阪の阪神ファンにとっては、「阪神がまた負けた！」ではなく「阪神がまた負けよった!」と言わなければ、気持ちを十分に表せない、と感じることがあるだろう。愛着をも込めた罵りをしなければ、適切な表現にならないのである。あるいは、知り合いの人物がとんでもないことを言った（と話し手が感じた）としよう。この場合、「こんなことを言って!」や「こんなことを言うなんて!」ではなく、「こんなことを言いやがって!」ということばづかいでなければ、自分の気持ちを適切に表現したことにならない、と話し手が感じることはありうる。あるいは、話し手が人物Aと2人である時、その場にはいない人物Bに対して人物Aが憤っていると話し手が認識し、かつ話し手は目の前にいる人物Aの側に立っていることを表明したい場合、「(人物Bが) こんなことを言いやがって」と人物Aに向かって表現することによって、話し手は人物Aに寄り添う意思を示すことが可能である。罵りの助動詞を使って人物Bの動作を貶すことにより、その場にはいないBへの憤りを面前のAと共有しうるのである。このように、動詞に罵りの助動詞ヨルやヤガルを接続させることによってこそ、気持ちや意思が適切に表現できる場合があるとすれば、ヨルやヤガルが存在しない方がよい、とは言えないことになる。

以上のような考えに基づき、本稿では、罵りのことばに関する考察を行なっていく。

2 調査の概要

2.1 調査項目

本稿で調査の対象とする言語項目は、大阪方言での使用が想定される罵りの助動詞ヤガル、クサル、サラス、ケツカル¹⁾、ヨル、の5語である。村中(2019)ではこれにテヤル、テコマスを加えた7語を対象としていたが、本稿では話者以外の動作を表す動詞につきうる助動詞に限定することとした²⁾。以下、先行研究に簡単に言及しておく。

ヤガル・クサル・サラス・ケツカルの4語は、前田(1949)で「相手の動作を口汚く云ふ形」、罵詈雑言としてあげられているもので、郡(1997)でも「見下げて言う表現」として列挙されている。牧村(1979)ではこの4語はすべて見出し語となっており、かつ、それぞれの語意説明の中に他の3語が同義語としてあげられている。榎垣(1962)では、ヤガル、クサル、サラス、の順で憎悪の感情が高まり、ケツカルに至って最高潮に達する、と述べていることから、この4語を同じ意味上の軸に並べうるものとして扱っていることがわかる。さらに、山本(1962)には罵詈雑言表現としてヨル・ヤガル・クサル・サラスがあげられていることから、ヨルも大阪方言における罵り表現として付け加えることができる。

以上の先行研究から、ヨル・ヤガル・クサル・サラス・ケツカルの5語を、いずれも近代の大阪方言における罵り表現とみなし、本稿での調査項目とする。

2.2 資料

本稿で用いる資料は、真田信治・金沢裕之(1991)『二十世紀初頭大阪口語の実態——落語 SP レコードを資料として』（平成二年度文部省科学研究費補助金一般研究(B)課題番号 01450061「幕末以降の大阪口語変遷の研究」研究報告書）に収録されている作品全て、すなわち落語家8名による計34作品の文字化資料である。

今回扱う落語作品群の特徴としては、短い噺が多いということが挙げられる。このことは、金澤(2016)の注3でも述べられているように、決して短所ではなく、「当時の何気ない世相を描いた小噺やちょっとした作品が多いために、結果的に、当時の実際の話しことばの断片を活写している可能性があり、この点では、言語資料としての長所となっていると考えることもできる」のである。

2.3 方法

34作品全てに目を通し、対象とした罵り表現の出現の有無を確認した。各作品における登場人物、考察対象とする罵りの助動詞を使用した登場人物、および、対象とした罵りの助動詞以外の罵りの表現の出現についても確認し、それらを一覧表にまとめた（論文末尾の【罵り表現一覧表】を参照）。

次の3章では、罵りの助動詞と作品、演者、活用形、他の罵りの表現との共起関係、人物との関係、の結果を順に示し、4章で文例を元に考察し、5章でまとめを行う。

3 結果

3.1 罵りの助動詞が出現した作品の数

34 作品において、罵りの助動詞ヨル、ヤガル、クサル、サラス、ケツカルのいずれかが出現した作品の数と、いずれも出現しなかった作品の数を示したのが表 1、助動詞ごとの出現作品数を示したのが表 2 である。

表 1 罵りの助動詞の出現した作品数 (34 作品中)

いずれかが出現した作品数	18	(曾呂利, 文枝, 枝雀, 染丸, 松鶴, 文雀)
いずれも出現しなかった作品数	16	(曾呂利, 文枝, 文団治, 文三, 枝雀, 松鶴)

*括弧内はそれらの作品の演者を短い呼び名で示した。

表 2 助動詞ごとにみた出現作品数 (34 作品中)

罵りの助動詞	出現した作品数
ヨル	14
ヤガル	11
クサル	4
ケツカル	3
サラス	0

表 1 から、34 作品中の 18 作品、すなわち全体の半分強の作品に、なんらかの罵りの助動詞が出現したことがわかる。また、四角で名前を囲った曾呂利、文枝、枝雀、松鶴、の 4 人は、作品によって、罵りの助動詞を使ったり使わなかったりしていることがわかる。

表 2 から、ヨルとヤガルは今回扱った作品の 3 割ないし 4 割に、クサルとケツカルは約 1 割に現れたことがわかる。サラスは助動詞としては出現しなかった³⁾。

3.2 罵りの助動詞を使った噺家

次の表 3 では、8 人の噺家がそれぞれ、罵りの助動詞ヨル、ヤガル、クサル、ケツカルを使ったかどうかを示した。前項で見た通り、罵りの助動詞のサラスは今回の資料には出現しなかったので表に入れていない。

表3 噺家ごとに見た罵りの助動詞使用の有無

演者とその生まれ年	ヨル	ヤガル	クサル	ケツカル
二代目曾呂利新左衛門 弘化 1[1844]	○	○	×	×
二代目桂文枝 弘化 1[1844]	×	×	○	×
三代目桂文団治 安政 3[1856]	×	×	×	×
三代目桂文三 安政 6[1859]	×	×	×	×
初代桂枝雀 元治 1[1864]	○	○	○	×
二代目林家染丸 慶応 3[1867]	○	○	×	○
四代目笑福亭松鶴 明治 2[1869]	○	○	○	○
桂文雀 明治 2[1869] ⁴⁾	○	×	×	×
使用した演者の人数	5	4	3	2

(使用のある場合は○, 使用がない場合は×で表した.)

噺家8人中6人が, 何らかの罵りの助動詞を使っていた. 罵りの助動詞が出現しなかった2人(桂文団治と桂文三)はいずれも作品が2つずつと, 資料の量が少ない. また文団治の「芝居の小噺」は登場人物が侍に扮する設定で, 文三の「魚売り」は登場人物の1人が儒者の設定であることから, 日常会話を写していないという可能性もある. 多くの噺家は概ね, 何らかの罵りの助動詞を使う可能性が高いと見てよいかもしれない.

ヨル, ヤガル, クサル, ケツカルの4つのうち4つとも使っていたのは, 四代目笑福亭松鶴だけであった. 4つのうち3つ使っていたのは初代桂枝雀と二代目林家染丸であった. 1作品だけの文雀を除くと, 噺家の生まれた年代が下るにつれて, 多くの種類の罵りの助動詞を使う傾向があると言える.

3.3 罵りの助動詞の出現した活用形

ヨル・ヤガル・クサル・ケツカルがどのような形で出現したかを表4に示す.

表4 罵りの助動詞の活用形⁵⁾

	る.	～る+α	た.	～た+α	～て	否定+α	命令形	計
ヨル	25	10	4	5	2	1	0	47
ヤガル	0	6	0	11	5	4	3	29
クサル	2	1	0	0	1	0	0	4
ケツカル	3	4	0	0	0	0	0	7

表4から、ヨル・ヤガル・クサル・ケツカルのいずれも、「る形」か「た形」で現れる場合が多いとわかる。さらに、ヤガルを除く3つ、すなわちヨル・クサル・ケツカルは、「・・る。」のように「る形」の後ろに何もつかない形で文が終わるタイプが約半数を占めることがわかる。ヤガルは他の3つとは異なり、「て形」や「否定形」が比較的多く現れた。また、命令形は、ヤガルにのみ出現した（「～ヤガレ」の形）。文法的にはクサルの命令形「・・クサレ」も可能であると思われるが、この資料にはみられなかった⁶⁾。

3.4 その他の罵りの表現との関連

論文末尾の【罵り表現一覧表】では、罵りの助動詞のほかにも何らかの罵りの表現が出現したかどうかを記した。具体的には、ワレ・キサマ・オノレといった代名詞、アホ・バカ・ガキ・クソツタレ・ヒョットコなどの名詞、動詞のヌカス・ホザク・サラス・ドツキコロス、形容詞のケツタイクソノワルイ、接頭辞ド・ズ⁷⁾・クソ・ブッ⁸⁾、接尾辞メ、終助詞ガ⁹⁾などである。ナグルデ（殴るで）は、罵りと言うよりは脅しの形であるが、罵りの表現として含めた。ダマレ（黙れ）も、単なる命令ではなく罵り的な表現と見なした。

この一覧表から、「罵りの助動詞の使われた作品」と「助動詞以外の罵りの表現が使われた作品」をそれぞれ数えてクロスさせたのが表5である。

表5 助動詞と助動詞以外の罵り表現の出現した作品数

	助動詞以外の罵り表現あり	助動詞以外の罵り表現なし	計
罵り助動詞あり	14	4	18
罵り助動詞なし	2	14	16
計	16	18	34

表5から、罵りの助動詞の出現と、助動詞以外の罵り表現の出現には、比較的つよい相関関係があると見てよいだろう。すなわち、罵りの助動詞が使われている作品においては、その他の罵り表現も使われる傾向があり、罵りの助動詞が使われていない作品では、その他の罵り表現も使われない傾向がある、といえよう。

3.5 罵りの助動詞の話者と待遇の対象

本節では、誰が誰を待遇する時に罵りの助動詞が出現したかに注目して作表した。表6はヨル、表7はヤガル、表8はクサル、表9はケツカルについてである。資料掲載順で作品に通し番号を付し、作品ごとに話者、話し相手、待遇の対象、の組み合わせを示した。例えば表6の一番上の行は、作品「馬部屋」において「語り手」が「聴衆」に向けて話す文脈で、作品に登場するキャラクターの「馬」を、助動詞ヨルで待遇した例が1件あったことを示す。上から2つ目の行は、同じく「馬部屋」において、「語り手」が「聴衆」に向けて、登場人物「丁稚」を助動詞ヨルで待遇した例が3件あったことを示す。

表6 罵りの助動詞「ヨル」の話者と待遇の対象

作品名	話者	話し相手	待遇の対象	第三者○か対者●か	数
1 馬部屋	語り手	聴衆	馬	○	1
1 馬部屋	語り手	聴衆	丁稚	○	3
1 馬部屋	主人	権助	馬	○	1
4 鋌盗人	語り手	聴衆	泥棒	○	1
4 鋌盗人	語り手	聴衆	丁稚	○	1
4 鋌盗人	丁稚	(独り言)	泥棒	○	2
7 動物博覧会	語り手	聴衆	留さん(虎)	○	2
18 蛸の手	語り手	聴衆	蛸	○	5
18 蛸の手	語り手	聴衆	猫	○	2
18 蛸の手	猫	(独り言)	蛸	○	2
21 いびき車	車屋	(独り言)	客	○	1
23 さとり坊主	息子	母	坊主*	○	5
25 電話の散財	若旦那	番頭	旦那(父親)	○	1
25 電話の散財	旦那	番頭	若旦那(息子)	○	1
25 電話の散財	旦那	番頭	芸者(作鶴)	○	1
25 電話の散財	旦那	番頭	体内の水	○	1
26 一枚起請	伯父	甥	甥	●	1
26 一枚起請	伯父	甥	非人	○	1
27 愛宕参り	語り手	聴衆	作	○	2
28 魚尽し	主人	田中	松島(地名)	○	1
31 理屈あんま	語り手	聴衆	太郎兵衛	○	1
31 理屈あんま	語り手	聴衆	長屋の者	○	1
31 理屈あんま	太郎兵衛	(独り言)	自分の胸	○	1
31 理屈あんま	太郎兵衛	(独り言)	あんま	○	2
31 理屈あんま	太郎兵衛	あんま	あんま	●**	1
32 やいと丁稚	語り手	聴衆	やいと屋	○	1
33 浮世床	客	他の客	割木屋	○	1
33 浮世床	割木屋	客	客	●	2
33 浮世床	客	割木屋	本の登場人物	○	1
34 長屋議会	お松	お崎	女房一般	○	1

*「さとり坊主」の「坊主」は複数人いるがまとめて示した。

**対者かどうか、やや微妙である。

表7 罵りの助動詞「ヤガル」の話者と待遇の対象

作品名	話者	話し相手	待遇の対象	第三者○か対者●か	数
2 盲の提灯	盲	主人	目明き一般	○	1
2 盲の提灯	いさみな男	盲	盲	●	2
4 鋌盗人	丁稚	(独り言)	源助や茂七等	○	1
18 蛸の手	たこ	(独り言)	猫	○	5
18 蛸の手	猫	(独り言)	たこ	○	2
18 蛸の手	たこ	猫	猫	●	2
18 蛸の手	猫	たこ	たこ	●	1
23 さとり坊主	息子	母	坊主	○	3
23 さとり坊主	息子	坊主	坊主	●	1
24 日和違い	吉兵衛	(独り言)	易者	○	1
24 日和違い	吉兵衛	(独り言)	周囲の人々か	○	1
25 電話の散財	作鶴(芸者)	母(女将)	旦那	○	1
26 一枚起請	甥	伯父	女	○	1
27 愛宕参り	作	(独り言)	妻	○	2
27 愛宕参り	作	隣人の妻	隣人の妻	●	1
29 笥手討	可内	(独り言)	今の事態	○	1
31 理屈あんま	太郎兵衛	(独り言)	周囲の人々	○	1
31 理屈あんま	太郎兵衛	あんま	あんま	●	1
32 やいと丁稚	丁稚	やいと屋	やいと屋	●	1

表8 罵りの助動詞「クサル」の話者と待遇の対象

作品名	話者	話し相手	待遇の対象	第三者○か対者●か	数
12 近日息子	父	息子	息子	●	1
18 蛸の手	蛸	(独り言)	猫	○	1
31 理屈あんま	太郎兵衛	あんま	あんま	●	1
32 やいと丁稚	旦那	丁稚	丁稚	●	1

表9 罵りの助動詞「ケツカル」の話者と待遇の対象

作品名	話者	話し相手	待遇の対象	第三者待遇○か 対者待遇●か	数
24 日和違い	吉兵衛	(独り言)	周囲の人々か	○	2
24 日和違い	吉兵衛	輪替え屋	輪替え屋	●*	2
24 日和違い	吉兵衛	(独り言)	輪替え屋	○*	1
26 一枚起請	甥	伯父	女	○	1
31 理屈あんま	太郎兵衛	あんま	あんま	●**	1

*吉兵衛の輪替え屋を罵る言葉は、輪替え屋に言っているのか独り言なのか、ややわかりにくい。

**対者待遇としたが、わざと聞こえるようにいう独り言、とも取れる。

4 考察

本章では、用例を示しつつ、罵りの助動詞についての考察を行う。以下、用例の後ろの括弧内は(噺家「作品」話者→聞き手、待遇の対象)である¹⁰⁾。聞き手と待遇の対象が同一の場合は「話者→聞き手」とし、待遇の対象に必ず下線を付すこととする。

まずは、ヨルの例を示す。

(1) <馬1と馬2の会話の後> 馬めはいろんなこと言うてよる。ついにはもし竹すのこが腐りまして、でっちは昼のくたぶれで のたうって寝てよる。竹すのこの腐ったとっから下へダッと落ちよったんで。(曾呂利「馬部屋」語り手→聴衆、馬・丁稚)

(1)では、噺の語り手が、馬が話している様子(この噺では馬が人と同様に話す)や、丁稚が寝ている様子、その後丁稚がすのこから落ちる様子を、馬や丁稚の動作を表す動詞にヨルをつけて、描写している。「言うてる」「寝てる」「落ちたんで」ではなく、「言うてよる」「寝てよる」「落ちよった」と表現することにより、話し手が馬や丁稚に対して軽侮のニュアンスをにじませつつも親しみを込めて語っているように感じられる。

表6を見ると、「馬部屋」だけでなく、「鋌盗人」「動物博覧会」「蛸の手」「愛宕参り」「理屈あんま」「やいと丁稚」においても、語り手がヨルを用いている。しかも同じ人物に対して複数回使っている場合が多い。一方、表7・表8・表9においては、話者が「語り手」の例は皆無である。すなわち、ヤガル・クサル・ケツカルを、語り手が使った例はない。このことから、「語り手が使用しうること」を、ヨルの特徴とみなしてもよいように思われる。おそらく、ヨルが叙述的な性質を持っているため、語り手に使われやすいのではないかと。次の(2)(3)(4)も語り手がヨルを使った例である。

(2) 泥棒「あーさいですか。そりゃ一縁がござりません。さよなら」と俵をかたげて戻って行きよる。夜が明けてみると庭の五斗俵が一俵足らんでなことがござります。

(曾呂利「鋌盗人」語り手→聴衆, 泥棒)

(3) 中じきを取ると大虎とライオンの室が一つに成ったある。虎はガタガタ震うてよる。(曾呂利「動物博覧会」語り手→聴衆, 虎 (=留さん))

(4) 蛸めは砂っぱへ上がってきてグーッと寝込んでしまいよる。漁師のうちに飼うてあつたもんと見えて、大きな猫めが出てきて蛸の前の手をば二本ムシャムシャッと食てしまいよる。(枝雀「蛸の手」語り手→聴衆, 蛸・猫)

このように、語り手は、動物や丁稚や泥棒など、やや軽く扱っても差し支え無さそうな人物や擬人化された動物に対して、親しみのニュアンスのある描写を行いつつ、「～ヨル。」の形で文を切り、次の内容へと進めることで、話を展開させている。

以上、ヨルは他の罵りの助動詞と異なり、語り手が使用可能である、むしろただ単に使用可能というだけでなく、語り手が話を進めていく上でヨルを有効活用している、という様子が観察されたが、他の助動詞にも、話者という点で何かの特徴が見られるだろうか。

クサル(表8)の話者に、「父」「旦那」が見られる。ヨル(表6)にも、話者として「旦那」「主人」「伯父」がある。用例を見てみよう。

(5) そんなことをしくさって 引っ込んでえ。(文枝「近日息子」父→息子)

(6) 要らんとこで義理立てをしてくさる。(松鶴「やいと丁稚」旦那→丁稚)

(7) えらいこと言うてきよったな。(松鶴「一枚起請」伯父→甥)

このように「父」「旦那」「伯父」がそれぞれ目の前にいる人物「息子」「丁稚」「甥」の動作に対して、クサルやヨルを用いている。一方、ヤガル(表7)やケツカル(表9)の話者としては、「父」「旦那」「伯父」が見られない。逆に、ヤガルの話者の中には「息子」「丁稚」「甥」がある。使用例を次にあげる。

(8) 坊主めはまじめな顔しやがって。(枝雀「さとり坊主」息子→母, 坊主)

(9) 起請まで書いときやがってからに(松鶴「一枚起請」甥→伯父, 女)

(10) もぐさ二銭がん くれやがれ(松鶴「やいと丁稚」丁稚→やいと屋)

クサルを「息子」「丁稚」「甥」が用いた例は見られなかった。

ヨルは、「息子」「丁稚」も使っている。次の如くである。

(11) おや 盗人 入りよったで。(曾呂利「鋌盗人」丁稚独り言, 泥棒)

(12) 母じゃ人 見なはれ。あんな大けな目 開きよった。(枝雀「さとり坊主」息子→母, 坊主)

以上のことから、次のような関係が想定できる。

表 10 罵りの助動詞と話者の属性との関係

話者	ヨル	ヤガル	クサル	ケツカル
中高年男性（父，旦那，伯父）	○	×	○	×
若年層以下の男性（息子，丁稚，甥）	○	○	×	△

（使用の有無を○×△で表した。）

ヨルは、年齢や身分や人物像にかかわらず使える語形であるとみてよさそうだ。ケツカルは例が少なく、確たることが言えないが、ヤガルとクサルは、相補的な面があると見てよいだろう。重みのある年配男性は罵りの助動詞としてクサルは使用するが、ヤガルは使用しない。逆に、若者や軽劇な人物はクサルではなく、ヤガルを使用する。そのような傾向がありそうだ。

昭和・平成の上方落語家桂米朝は、その著書『三集・上方落語ノート』において、次のように述べている。

落語の人物表現は微妙な敬語の使い分けで成立していると言ってもよいくらいです。（中略）上品な言葉ばかりでなく、きたない言葉も同様でして、相手を罵倒するときでも旦那の言い方がある。いくら激昂しても、いやしくも船場の旦那が、使うはずのない言葉があるのです。例えば「……しやがる」という語はまず使わない。その場合は「……しくさる」という。「何を言いやがる」ではなくて「何を言いくさる」となる。

この米朝の言と、表 10 の結果は合致する。ただし、「船場の旦那」の位置付けとしては、由緒ある家柄で育ちが良く上品だとか裕福だとかいう要素ではなく、人間的な重みがあり貫禄・貫目を感じさせる年配男性という要素が効いていると考えられる。「近日息子」の「父」は近所の人と銭湯で出会っているようであるし、必ずしも大店の旦那ということではなさそうなのである。一方で、「近日息子」の「父」と「一枚起請」の「伯父」はいずれも落ち着いたのある人物で、息子や甥の間違いを正し、意見している。「一枚起請」の「伯父」は中国の故事を長々と語ることによって甥を説得し、甥が物騒な事件を起こさないよう気遣っている。噺の中で、人生経験豊かで篤実な中高年男性と位置づけられる人物なのだと思う。

ケツカルは、使われる状況が限定的なようである。用例をあげる。

- (13) ほかに男こしらえてそれ時々入れてけつかる. (松鶴「一枚起請」甥→伯父, 女)
- (14) 何ぬかしてけつかるねん 内らから. (染丸「日和違い」吉兵衛独り言, 周囲の人々)
- (15) はっはっはっはっ なんぎしてけつかる. (松鶴「理屈あんま」太郎兵衛→あんま)

(13)は、入れ込んでいた女に裏切られたことを甥が伯父に訴えているところであり、強いまいましが込められているようである。(14)は易者の言葉を信じたばかりに雨に降られてびしょ濡れになった吉兵衛が、周りの人から馬鹿にされていると思っで向かつ腹を立てているところである。(15)はさほど強い罵りではない。理屈っぽさが過ぎて周囲から敬遠されている太郎兵衛のところ流しのあんまがやってきた。太郎兵衛は理屈で凹ませることのできそうな相手がやってきたので内心喜んでいると思われる場面である。つまり(15)は軽い罵りに過ぎない。ケツカルはおそらく本来的には強烈な罵りの意味を持つと思われるが、このように軽く冗談のように使うことも可能なのであろう。

次に、表6・7・8・9の○と●に注目してみよう。各表の●, すなわち対者待遇の割合を分数で表したのが表11である。

表 11 各助動詞の「対者待遇」の割合

ヨル	ヤガル	クサル	ケツカル
4/47	9/29	3/4	3/7

ヨルは対者待遇がごく少なくほとんどが第三者待遇であること、それに対して、ヤガルは約3割が対者待遇であることがわかる。クサルとケツカルは母数が少ないので確実ではないが、ヤガル同様、対者待遇が珍しくないものと思われる。

なお、ヨルの対者待遇4例のうち1例は、次の通り、対者かどうか微妙な例である。

- (16) ようごちゃごちゃ 言いよるなあ (松鶴「理屈あんま」太郎兵衛→あんま)

この前に、太郎兵衛があんまに「早うこっち入らんかい」と強く命じる口調で言い、あんまが「今入ろうと思うてるのえ。思うたり入ったり いつときには出来んもんや」と言い返し、(16)のセリフとなる。音声のない文字起こし資料なので判然としないが、聞こえても構わない独り言、という可能性もあり、だとすれば、実は●ではなく○かもしれない。

したがってこの4つの助動詞は、第三者待遇専用に近いヨルと、対者待遇が珍しくないヤガル・クサル・ケツカルに、二分できるとみてよいだろう。つまり、ヨルは待遇する人物を罵るためのものでもあるが、描写するためのものでもある。一方、ヤガル・クサル・

ケツカルは目の前の相手を罵る、という意味合いが強いのではないか。ヤガルの対者待遇の例は(10)が該当するが、他にも次のような例がある。

(17) やい 気をつけやがれ このひょつとこめが。向こう向いて歩きやがれ ど盲めが (曾呂利「盲の提灯」いさみな男→盲の男)

(18) こら おのれら あんじょうさらしときやがらんもんやさかい ウータラッタ (松鶴「いらちの愛宕参り」作→隣人の妻)

(17)は、勇み肌の男が、ひょこひょこ歩いている盲人の男に向かって、実際に盲であるとは知らずに罵るところである¹¹⁾。命令形のヤガレが連続して出現する。(18)は、いらち(せっかちで苛立ちやすい人間)の作が、弁当を持参してお参りに出かけたつもりが間違えて枕を持ってきており、妻が悪いと思いつんで、独り言で「クソツタレが」などと罵りながら帰宅する。ところが間違えて隣人宅に入ってしまう、自分の妻と間違えて隣人の妻を思いきり罵って、殴るところである¹²⁾。どちらも強い憤りと罵りのニュアンスが漂う。

クサルの対者待遇の例としては、(5)(6)がそうであった。他に次の例がある。

(19) そ 何を言いくさる。(松鶴「理屈あんま」太郎兵衛→あんま)

理屈屋の太郎兵衛が、同じく理屈屋で口の悪いあんまに言い負かされそうになり、捨てゼリフのように言うところである。クサルの出現数が多くないので確たることは言えないのだが、ヤガルほどの本気の罵りの強さは感じられない。とりあえず強く言うところ、くらいのニュアンスであろうか。

5 まとめ

本稿では、明治後期から大正にかけての大阪落語 SP レコード文字化資料(落語家8名による34作品)を用いて、大阪方言における罵りの助動詞について考察した。ヨル、ヤガル、クサル、ケツカル、サラスの5語を対象としたが、サラスは今回の資料には出現しなかった。

作品という点から見ると、半分強に何らかの罵りの助動詞が現れた。多くの作品に現れた順を示すとヨル、ヤガル、クサル、ケツカル、である。

噺家という点から見ると、8人中6人が何らかの罵りの助動詞を使っていたが、使っていない2名は作品数が少なかった。生まれた年代が現代に近づくにつれて、多くの種類の罵りの助動詞を使う傾向があった。

出現した形の点から見ると、「る形」と「た形」が多かった。さらに、ヨル・クサル・ケツカルは、「・・る。」のように「る形」の後ろに何もつかない形で文が終わるタイプ

が約半数を占めていた。ヤガルは、他の3つの助動詞とは異なる特徴があった。すなわち「て形」や「否定形」が比較的多く現れた。また、命令形は、ヤガルにのみ出現した。

罵りの助動詞と、その他の罵りの表現との間には、比較的強い相関関係が見られた。

当該語形を使用する話者との関係を見ると、落語の語り手は、ヨルは使うが、ヤガル・クサル・ケツカルは使わないようであることがわかった。ヨルは対者待遇がほとんどない第三者待遇の助動詞として使われており、このことと叙述的な性質とが結びつくものと思われる。ヨルは重々しくない人物や擬人化された動物に対して、親しみをにじませた描写を行いつつ、「～ヨル。」の形で文を切り、次の内容へと進めて、話を展開させるように使われていた。

ヨルは語り手だけでなく、さまざまな人物によって使われていた。年齢や身分や人物像にかかわらず使える語形であるとみてよさそうだ。

それに対して、クサルとヤガルは使用する人物像が相補的であると見ることもできそうであった。例外もあるものの、典型的には、クサルは貫禄・貫目を感じさせる年配男性が使う、と言えそうであった。噺の中で、人生経験豊かで篤実な中高年男性と位置づけられる人物が、罵りを行う際に使うのがクサルである。それに対して、若者や軽烈な人物は、ヤガルを使用していた。これは家柄や家産に影響されるものというよりは、人間としての重みに影響されるもののようであった。

また、第三者待遇か対者待遇かという点から見ると、ヨルはほぼ第三者待遇専用に近い、待遇する人物を描くためのものという傾きがあるように思われた。ヤガル・クサル・ケツカルは対者待遇の割合がかなりあり、特にヤガルは眼前の相手を罵るという意味合いを強く持つものと思われた。

6 おわりに

大阪方言において罵りの意を持つ助動詞ヨル・ヤガル・クサル・ケツカルの性質の違いは、罵りの強さだけではなさそうである。ヨルは語りの表現効果に関わりがあると考えられ、クサルは決して上品な言葉ではないとしても、話者の人間としての貫禄に関係するのではないかと考えられた。このように、1つの軸だけでは測れない待遇表現の複雑さを明らかにしていくため、今後、ほかの落語資料や小説資料なども用いて、大阪方言についての調査を進めていきたい。

【注】

-
- 1) 村中(2019)では、テケツカルという形式を見出しとして用いていたが、本稿では用言部分のケツカルを見出しとする。
- 2) テコマスおよび罵りとしてのテヤルは、話し手の動作を表す動詞に接続する。
- 3) 本動詞としてのサラスは出現した。
- 4) 桂文雀の生年については Wikipedia による。
- 5) 「やがってん」の形が1件出現した。これは「やがったのだ」の意味であるため、「～た」に入れる方針もありうるが、ここでは「～て」に含めた。また、文字化資料において「やがっ・・・」と末尾が不明瞭とされたものが1件あったが、文脈から判断し「た+α」に入れた。
- 6) 「・・・」に「見され」という語が出現しており、「見くされ」の変形したものではないかとも考えられるが、今回はクサルとして数えていない。
- 7) ズは「理屈あんま」に「ずあんま」の形で出現する。罵りの意を持つ接頭辞のドの音声的変異形で、ドと同様、名詞の直前につくものと思われる。
- 8) ブッは「ぶっ殺す」「ぶっ放す」のように動詞の直前について勢いを強めるものであり、「ぶん殴る」「ぶん投げる」のブンと相補的に分布する音声的変異形である。
- 9) 「この鼻垂れが」や「クソッタレめが」のような、罵りの意を強める「が」である。
- 10) ただし、噺家名は、8名の中での同定が可能な程度に短く略した形にした。
- 11) 現代的な視点からは、相手が実際にそうであるかどうかは別として、「めくら」と罵ること自体に問題があるが、この時代には特に問題とはされていなかったものであろう。
- 12) 現代的な視点からはドメスティックバイオレンスとも言えそうな行動であるが、これもこの時代にはありふれた行動として容認されていたものと思われる。

【参考文献】

- 榎垣実, 1962, 「近畿方言総説」榎垣実編『近畿方言の総合的研究』三省堂, 1-59.
- 桂米朝, 1991, 『三集・上方落語ノート』青蛙房.
- 金澤裕之, 2016, 「現代に繋がる近代初期の口語的資料における言語実態——速記本とSPレコードによる東西の落語を対象として」『国立国語研究所論集』10: 55-84.
- 郡史郎, 1997, 「総論」平山輝男編『大阪府のことば』明治書院, 1-61.
- 真田信治・金澤裕之, 1991, 『二十世紀初頭大阪口語の実態——落語 SPレコードを資料として』(平成二年度文部省科学研究費補助金一般研究(B)課題番号 01450061「幕末以降の大阪口語変遷の研究」研究報告書)
- 前田勇, 1949, 『大阪弁の研究』朝日新聞社.
- 牧村史陽, 1979, 『大阪ことば事典』講談社。(縮刷再録: 1984, 『大阪ことば事典』講談学術文庫.)

村中淑子, 2019, 「「穴さがし心の内そと」における罵り表現について——助動詞・補助動詞を中心に」『現象と秩序』 10:21-38.

山本俊治, 1962, 「大阪府方言」榎垣実編『近畿方言の総合的研究』三省堂, 421-494.

(以上, 筆者名 50 音順)

【罵り表現一覧表】

通 番	作品名	演者名	登場人物	ヨル	ヤガル	クサ ル	ケツ カル	その他の罵りの表現
1	馬部屋	二代目曾呂利 新左衛門	農家の主人, 丁稚, 馬2 頭, 権助	主人, 語り手	×	×	×	ワレ, キサマ (以 上, 主人) ウマメ (語り手)
2	盲の提灯	二代目曾呂利 新左衛門	主人, 盲, いさみな男	×	盲, い さみな 男	×	×	ヒョットコメガ, ド メクラメガ (以上, いさみな男)
3	後へ心が つかぬ	二代目曾呂利 新左衛門	男, 女	×	×	×	×	
4	鋌盗人	二代目曾呂利 新左衛門	泥棒, 米屋, 丁稚	丁稚, 語り手	丁稚	×	×	ヌストメ (語り 手, 丁稚)
5	恵比須小 判	二代目曾呂利 新左衛門	源さん, 隠 居	×	×	×	×	ハナタレガー (源さ ん)
6	日と月の 下界旅行	二代目曾呂利 新左衛門	月, 日, 雷, 女中	×	×	×	×	
7	動物博覧 会	二代目曾呂利 新左衛門	留さん, 隠 居, 客, ラ イオン	語り手	×	×	×	
8	絵手紙	二代目曾呂利 新左衛門	清さん, 木 村の妻, 木 村, 宿の主 人, 女中	×	×	×	×	
9	近江八景	二代目桂文枝	易者, 客	×	×	×	×	
10	小噺	二代目桂文枝	男2人	×	×	×	×	
11	たん医者	二代目桂文枝	医者, 婦人	×	×	×	×	
12	近日息子	二代目桂文枝	父, 息子, 近所の人	×	×	父	×	バカ, バカメ (以 上, 父)
13	儉約の極 意	三代目桂文団 治	主人, 丁稚, 向かいの主 人, 番頭, 鰻屋	×	×	×	×	
14	芝居の小	三代目桂文団	佐野, 三浦	×	×	×	×	

論説

	噺	治						
15	天神咄	三代目桂文三	男2人	×	×	×	×	
16	魚売り	三代目桂文三	魚屋, 儒者	×	×	×	×	
17	亀屋佐兵衛	初代桂枝雀	和尚, 佐兵衛, 他の人	×	×	×	×	
18	蛸の手	初代桂枝雀	蛸, 猫	猫, 語り手	蛸, 猫	蛸	×	オノレ, ガキ (蛸), ネコメ (語り手, 蛸) タコメ (語り手, 猫)
19	きらいきらい坊主	初代桂枝雀	和尚, 檀家の奥さん, 女中	×	×	×	×	ドボーズ (語り手)
20	煙管返し	初代桂枝雀	若旦那, 芸者	×	×	×	×	
21	いびき車	初代桂枝雀	車屋, 客	車屋	×	×	×	
22	芋の地獄	初代桂枝雀	和尚	×	×	×	×	
23	さとり坊主	初代桂枝雀	老母, 息子, 盲, つんば, 坊主	息子	息子	×	×	クソヤカマシ, ナグルデ, ヌカス (以上, 息子)
24	日和違い	二代目林家染丸	吉兵衛, 易者, 米屋, 輪替え屋, 菓子屋, 僧, 魚屋	×	吉兵衛	×	吉兵衛	オノレ, ドベタ, ヌカス, アホ (以上, 吉兵衛) アホカイナ (輪替え屋)
25	電話の散財	二代目林家染丸	若旦那, 番頭, 旦那, 作鶴, 女将, 繁八, 芸妓	若旦那, 旦那	作鶴	×	×	
26	一枚起請	四代目笑福亭松鶴	おじ, 甥	おじ	甥	×	甥	ブッコロス, ドツキコロス (以上, 甥) キサマ (おじ)
27	いらちの愛宕参り	四代目笑福亭松鶴	作, 柵の妻, 参詣人, 隣人の妻	語り手	作	×	×	クソツタレメガ, サラス, オノレラ (以上, 作)

明治・大正期の大阪落語資料にみる罵りの助動詞について

28	魚尽し	四代目笑福亭 松鶴	主人（句 者），田中	主人	×	×	×	
29	筍手打	四代目笑福亭 松鶴	主人，可内， 隣家の主人	×	可内	×	×	ダメレ(主人)
30	平の蔭	四代目笑福亭 松鶴	男2人	×	×	×	×	
31	理屈あん ま	四代目笑福亭 松鶴	太郎兵衛， あんま	太郎兵 衛，語 り手	太郎兵 衛	太郎 兵衛	太郎 兵衛	ズアンマ，ワレ，サ ラス（以上，太郎兵 衛）ドピンポー（あ んま）
32	やいと丁 稚	四代目笑福亭 松鶴	やいと屋， 旦那，丁稚	語り手	丁稚	旦那	×	ワレ（丁稚）
33	浮世床	四代目笑福亭 松鶴	客，割木屋， 松公	客，割 木屋	×	×	×	ヌカス，ホザク，オ ノレ（以上，割木 屋）
34	長屋議会	桂文雀	お松，お崎， お婆さん	お松	×	×	×	ケッタイクソノワル イ（お崎）

人権社会学としての『〈当事者宣言〉の社会学』

榎田美雄

神戸市看護大学

kashida.yoshio@nifty.ne.jp

"The Sociology of the Declaration by the Person Concerned" As the Sociology of Human Rights

KASHIDA Yoshio

Kobe City College of Nursing

Key Words: Human rights, Sociology, the Declaration by the Person Concerned

要旨

榎田・小川編『〈当事者宣言〉の社会学』は、たくさんの「当事者」の「宣言」を扱っているが、だからといって、ただの事例集ではない。まず、「当事者」の「宣言」を社会的に扱うことで、“障害者”や“病者”が置かれた現代社会の状況を端的に表している。ついで、その「宣言」の多くが形成途上の「権利」に関わっていることから、この書を「人権社会学」の書として理解することもできよう。「人権社会学」の書として理解したときに、どのような認識利得があるかについて素描した。

1 前史：『〈当事者宣言〉の社会学』シンポジウム（2014）までの状況

「当事者」が奇妙な「宣言」を増えているようだった。2014年11月に日本社会学会神戸大学大会で『〈当事者宣言〉の社会学』というシンポジウムを開催したが、その企画書を2013年秋に日本社会学会の研究活動委員会に提出した時点での「気付き」は、「不思議な宣言が増えているので、社会的な整理や解明が必要ではないか」というものだった。

では、当時、どのような不思議な「宣言」がでていたのか。

たとえば、広瀬浩二郎の「触常者宣言」（2009）は、触るのが常な「触常者」を称揚する宣言であった。そして、「見常者（発音の同じ健常者のことでもある）」との対比では、「触常者」は「視覚障害者」のことを指すと理解された。しかし、この枠組だけなら、単なる「障害者の地位向上を訴える宣言」ということになりそうなのだが、そのような安易な分析をはねつける仕組みが、当該「宣言」内には組み込まれていた。つまり、「触常者」は、現在は「視覚障害者」のことだが、その一方で、誰もが本来的には「触常

者」であり得るという主張が「宣言」中には仕込まれていたのである。そして、21世紀により適合的なのは「触常者」の方である、という「主張」を置くことで、それは「未来人間宣言」にもなっていた。

また、たとえば、高森明の「アブノーマライゼーション宣言」(2008)は、「アブノーマライゼーション」という「新概念」を提出し、議論の土俵を準備する。そして、「アブノーマライゼーションは人間らしさの実現およびその前提に支えられている諸理念を擁護するのではなく、むしろ疑い、批判的に検討し、場合によっては別の選択肢を提示することを目的とした議論の土俵である」と「宣言」する。そのあとで「人間らしさの実現」を、求めるべき共有の基盤としないことからスタートするのなら、どのような議論が可能かつ必要となるかを、丁寧に考えていく。そうすると、「当事者に既存の社会の枠組みへの参加を求め、それ以外に道はないと語る共生と社会参加を拒絶する」という地点にたどり着く。そして、そのような拒絶ができる「障害者」(高森明の別の著書の内容から考えれば発達障害者のことであろうか)には、新しい人類としての可能性があるという主張がそえられているため、こちらも、やはり「未来人間宣言」としての色彩を帯びていた。

もちろん、木村晴美と市田泰弘による「ろう文化宣言」(1995→1996)のインパクトは社会学にもおよんでいたもので、「当事者」が新しく多様な「宣言」を出すことそれ自体に違和感はなかった。しかし、何かが違うようだった。ちょっと前にはあり得なかったような自由で多様な宣言があちらこちらから出されてきているように感じられたのである。今から振り返ってみるならば、その「宣言」の「新しさ」の中には、「言語操作」および「カテゴリー操作」の面での「新しさ」があったと分析できるだろう。具体的には、「レトリカル」で「言語操作」的な「宣言」や、実際には存在していないかもしれない「カテゴリー」を設定して、当該カテゴリーの代弁者として発せられている「カテゴリー操作」的な「宣言」が出されていた。そのような諸「宣言」に伴う「ワクワク感」に牽引されて、我々は「シンポジウム」を開催し、そこで、さらに多様な宣言(たとえば、後述の「わたしのフクシ。」における「見えない障害バッジ」など)の形や実践に出会うことになった。

2 難問との出会い：『〈当事者宣言〉の社会学』の社会的価値の探索

日本社会学会のシンポジウムでは、5登壇者¹⁾から重要な提案や問題提起を多数頂戴した。また、聴衆は、200名超収容のホールがほぼ埋まるほど集まって下さった。明らかに社会的に有意義な現象として「当事者宣言」が存在しているという確信を我々は持つこととなった。そこで、このシンポジウムを共同司会した小川伸彦先生と二人で共同編者になって、シンポジウム企画を膨らませて「本作り」に進むこととなった。その結果が『〈当事者宣言〉の社会学——言葉とカテゴリー』(檜田・小川編 2021)である。全11章で342頁、結構厚い本になった。

けれども、印刷を終えて、取り次ぎから書店への配送待ちになった時点で、いったいこの本の価値をどのように社会に訴えて行くべきか、という課題に直面した。

本作りのコンセプトがなかったわけではない。社会学の世界の中でのこの本の戦略性と位置づけについては、十分な議論を積み上げたつもりだ。「当事者」を「社会意識論」の用語と考え、「宣言」を「言語行為論」の用語と考えるのならば、この2つの用語と学問を重ね合わせたところに、どちらでもない、とつても社会学っぽい議論の領野が成立する、というのが企画に当たっての基本的な発想だった。つまりは、社会意識論単独ではあきらかにできず、言語行為論単独でも明らかにできない、そういう探究対象の面白い状況を「当事者宣言」という領野で発見していくことができるだろう、という見通しはあった。その際、 n 個の「当事者宣言」を、相互に影響を与えつつも多種で多様な現象ととらえようと考えた。「くくり」的感觉である²⁾。つまり、一つの集合の要素（メンバー）とは考えないで置こう、という抑制的アプローチである。そうやって、「くくられた現象群」を緩やかなまとまりとして論じるのがおもしろそうだった。これが、社会学の世界の中での本書の位置づけとなる。

けれども、このような社会学世界内での「合理的説明」は、「社会学世界」を離れた、より広い言論空間／思考空間の中では、どのような意味を持つのだろうか、そこが分からなかった。そこに、本書の課題があったのである。

市販される本を公刊するということは、一般読書人に対しての書物の意味を幅広く考えていくことなのではないか、と考えられた。そこを怠ったままでは、公刊事業をまっとうに行ったとは言えないのではないかと、とも思われたのである。

3 第1回目の回答：Amazonの本の販売サイトでの宣伝文

では、(社会学研究者とは限らない)一般読書人に『〈当事者宣言〉の社会学』を読んでもらうためには、いったい、どのような大義名分を立て、それに合わせた「キャッチ・フレーズ」群を創造していったらよいのだろうか。我々が、書籍販売大手のAmazon社に対して提出した宣伝文が、課題への「第1回目の回答」になるだろう。

わたしたちはいかにして当事者となるのか。『私は**です』というカミングアウトだけが当事者性の表明ではない。練られた言語表現による宣言を発することで名乗りを上げることもでき、逆に、ある種の行為や存在自体が非言語的な宣言とみなしうる場合もある。さらには、新規性のある宣言によって新たな可能性を孕んだ当事者が創造されたり、非当事者性が炙り出されることもある。つまり、当事者は宣言を生み出し、宣言は当事者を生み出すのである。触常者宣言／障害者スポーツ／青い芝の会／吃音者宣言 障害ソーシャルワーク／アブノーマライゼーション宣言 ユニークフェイス／ゲイ・スタディーズ／だめ連宣言／人権宣言／男性非暴力宣言／未来主義宣

言／認知症の人…… 本書は、上記のような宣言や行為・存在に注目することで、人間をめぐる言葉とカテゴリーのダイナミズムに迫る社会学を誕生させるものである。

(樫田・小川 2021, Amazon 上での当該書の解説の文章, 下線部は本稿筆者)

ここでは、「社会学研究者向けの価値」と「一般読書人向けの価値」が、明確には区別されていない。区別しようにも、そのような区別をして宣伝戦略を立てるまでの準備ができていなかった。したがって、一般読書人向けの価値の源泉は「社会学研究者向けの価値」からの派生物として提供されることになる。たしかに、気を付けて社会学の専門用語は使わないようにされているが、下線部を見る限り、主張されている「本書の価値」の中核は「社会学研究者向けの価値」由来のものである。

しかしそれでも、このような「一般読書人向けの宣伝戦略」に価値がないわけではない。なぜなら、本書で扱われている現象（当事者宣言）は、実社会での動きが活発化している現象であり、かつ、近年その社会への影響が増している現象だからだ。そして、そのような「社会的に注目すべき特異的現象」に関しての社会的分析は、とうぜん、社会一般の読書人の問題関心にも答える質を持ったものであり得るだろうからである。

では、その戦略はどのくらい成功して、どのくらい失敗しているのだろうか。強調されている発見はどのように、社会一般の関心に答える質を持ったものになっているのだろうか。

丁寧に読み込めば、この Amazon での宣伝文で強調されている重要ポイントは2つあるといえるだろう（読者の便宜のため上の引用では、当該部分に下線を引いておいた）。

第1の強調ポイントは、「当事者は宣言を生み出し、宣言は当事者を生み出す」という部分である。これは、フレーズの後半に注目するのなら、次のような現代的、運動論的、常識破壊的意義をもった言明である。つまり、「当事者宣言」という現象があるからといって、そこに最初から「当事者」としての「主体」があるとは限らない、という主張をもった言明である。社会的にいうならば、「まず主体があつてから、行為がなされる」という主体論的常識を破壊するものに、この言明はなっている。それは同時に、この本が、「主体を生み出すことから始める、新しい社会運動の手段として〈当事者宣言〉が使われている」という主張を書いているかもしれない本だ、という宣伝になるだろう。ここまでは、社会学の領域の議論といえるだろうが、この社会学の議論に関する示唆は、一般読書人にも、魅力的にみえるのではないだろうか。まず、それは「社会運動の手段として、近年〈当事者宣言〉が活用されるようになってきている」という現代社会読解を可能にする可能性があるが、この言明は、もし一般読書人が、「最近、主体性がはっきりしない、へんな当事者宣言が増えているなあ。いったいこれは、なぜなんだろう」という一般的な疑問を持っていたとするのならば、そのような一般的な疑問への回答がこの本に書かれていると読める言明であり、「社会現象における謎の解明」という「一般読者の期待」に答え

る質を本書が持っていることを示唆するポイント提示になっている、ということができるだろう。

第1の強調ポイントについてまとめよう。このフレーズは、当事者と宣言の関係性に関して従来知られていたメカニズムとはちがって、「主体」と「宣言」の順序が逆の場合もあること、すなわち、「宣言」という「当事者カテゴリーを可能にする活動」が先行する場合もあることを示唆したフレーズとして読める。そして、そのような読みが「一般読書人」に提供する「価値」としては、「現代社会の解明」という「価値」である可能性がある、ということになるだろう。

さて、上述の Amazon の宣伝文における第2の強調ポイントは、「人間をめぐる言葉とカテゴリーのダイナミズム」である。これは、一体どのようなことを主張していて、かつ、それはどのように「社会学的発見」であるとうじに「一般読書人にも資する発見」となっているのだろうか。順を追って確認していこう。

我々は、このフレーズを、「主体主義の乗り越え」に関わったフレーズとしてここに置いている。

たとえば、国民国家を世界秩序の主要なプレーヤーとして、唯一の主権のある存在としてしまう国民国家中心主義が、結局のところ弱小国の権利を侵害する国際秩序を、その秩序によって不利益を受けている国民国家自身が維持するような形で機能してしまっているのと同様に、権利の「主体」を確立していく方向での社会運動は、主体になるまえの曖昧な存在に関する差別の容認に加担してしまったり、弱小な主体に対する抑圧的な社会体制を創っていく方向に加担するものになってしまったりする、という問題を抱えているだろう。それに対し、現代社会で増えつつある“「主体」を確立しない系の〈当事者宣言〉”には、そのような「主体主義の桎梏」を乗り越える側面もある、ということができるだろう。

『〈当事者宣言〉の社会学』中には、さまざまな“「主体」を確立しない系の〈当事者宣言〉”が登場してくるが、たとえば、3章ででてくる「見えない障害バッジ」は、そのなかでも興味深い。この「見えない障害バッジ」とはどのような人のための障害バッジなのだろうか。以下がその回答である。

「難病、内部疾患、発達障害など、社会で認知されず、福祉政策でも『制度の谷間』に落ち込み、サポートが受けにくい『目に見えない』障がい、困難、痛みをもつ人」のための「見えない障害バッジ」

(杉野 2021: 62)

そして、このバッジには以下の特徴があるのだという（なお、このバッジの普及活動を支援するためのサイトの名称が「わたしのフクシ。」である）。

[バッジには]「当事者用」と「啓発用」の2種類があるが、バッジそのものが小さいのでよくよく注意しないと両者の区別は困難である。つまり、「わたしのフクシ」の主張は、「見えない障害」という曖昧で新しい障害カテゴリーを創設しながら、同時に健常者と障害者との境界をも曖昧にさせていく。

(杉野 2021: 63, []内は本稿筆者)

これは、「当事者宣言」の「非当事者宣言用法」ともいうべき戦略である。我々は、Amazon 向けの宣伝文の第1の強調点として、さきに「当事者宣言」を位置づけた。すなわち、「主体があって、宣言をする」というのとは逆の事態として「宣言したから主体が生まれる」という事態もあるのだということ、それを「当事者宣言」に関する重要な発見として定位した。けれども、上述の第2の強調点に関わる「見えない障害バッジ」の例では、「宣言したのに主体がはっきりしない」「はっきりしないことこそ、誰もが主体でありうるというメッセージになっている」という議論になっているのである。つまり、「人間をめぐる言葉とカテゴリーのダイナミズム」という第2の強調点の中には、もちろん、第1の強調点のような事例も含まれるのだろうが、それだけではなく、予想を裏切って、「宣言」が「宣言の主体の不可視性」や「宣言の主体の特徴のなさ」や「宣言の主体の誰でも性」をあらわすこともあるのである。これは、「当事者宣言」の「非当事者宣言用法」である。なぜなら、「当事者宣言」をしたのに、「当事者宣言をしたなら、当事者が立ち現れる」という期待された効果とは逆の効果が帰結するのだから。

このように期待を裏切る動きもすることを「予想」して「宣言」が活用されていることもあるのである。このように、命題論理的には、常識的に予想される命題だけが成立するのではなく、当該命題の逆や裏が生じて、真になる場合もあることを「ダイナミズム」という用語で表したのであった。

4 第2回目の回答：「人権社会学」という回答

Amazon の宣伝文による第1回目の回答でも、一般読書人に対して、ある程度は『〈当事者宣言〉の社会学』の価値をアピールすることができるだろう。しかし、理論的にはどう読んでも「社会学中心」の議論である。「当事者宣言」という現象の謎解きである点で一般読書人の関心は惹くだろうが、それだけなら、一過性の注意喚起に過ぎないことになってしまう。いったい「当事者宣言」の社会学的研究をまとめて読むことで、どのような認識利得があるのかを、もっと総合的に表現するキーワードが必要であった。

両編者は、この問題に関して何往復もメールを取り交わし、5文字のキーワードに到達した。「人権社会学」である。

「社会学」的に扱われないとき、「人権」は、普遍的なものとして扱われがちである。しかし、人権を社会学によって扱うとき、「人権」は、時代や地域によって違うものとして、あるいは、ある人々には支援／承認されるけれども、ある人々には支援／承認されな

いようなものとして扱われる。つまりは、「変化」と「多様性」の相によって「人権」を捉えるとき「人権」は「社会学化」するのである。

たとえば、アメリカ社会学会内には、「セクション」のひとつとして「人権社会学」があるが、その自己紹介サイト (<https://asahumanrights.wordpress.com/about-us/>) においては、「人権社会学」は以下のように解説されている。邦文（本稿筆者訳）のあとに英文を付けて提示しよう。

[アメリカ社会学会の] 人権社会学セクションは、人権に関する学問や教育や実践への、クリティカルで、学際的で、国際的な関与を促進・支援するとともに、社会学的な企画への人権的アプローチを奨励しようとしています。人権社会学は、世界における人権の実現を最も完全にサポートするような社会構造や関係や実践はもちろんのこと、人権の歴史や制度や言説や未来についての社会的、政治的、文化的、比較的な成り立ちを理解する学術的かつ人間的な追求として、広くかつ包括的に捉えられています。

(以下略)

(なお、[] 内は本稿筆者による補記である)

The Section on the Sociology of Human Rights seeks to promote and support critical, interdisciplinary, and international engagement with human rights scholarship, teaching and practice, as well as to foster human rights approaches to the sociological enterprise. The Sociology of Human Rights is conceived broadly and inclusively as a scholarly and human pursuit of understanding the social, political, cultural, and comparative construction of human rights histories, institutions, discourses, and futures as well as the social structures, relations, and practices that will most fully support the realization of human rights in the world.

(アメリカ社会学会, n.d.)

「人権社会学」の目的が、世界における人権の実現であるというトーンが強くて、そこに隠れてしまいそうだが、人権というものを「歴史性」をもったもの、「比較」可能なもの（したがって、多様なもの）として扱っていることは明らかである³⁾。

そこで、我々編者は、『〈当事者宣言〉の社会学』に「人権社会学」的背景を与えることにした。その結果できあがったのが、添付のチラシ（資料1）である⁴⁾。

このチラシでの惹句は下記の通り。

- 01 「みんなが違う」時代の「新しい人権」とは何か？
- 02 人権思想は、ふつうの人間として生きていくために必要なものを求めてきた。
- 03 「ふつう」とは何か…ありふれた、でも答え難い問いを考えているうちに、
- 04 現実には、それを超えて進んでいる。

- 05 みんなにとっての必要を考えるほど、「わたしは違う」の声がこだまする。
- 06 耳を傾けてみると、その声は豊かで、しかもアンビバレントだ。
- 07 一度、この刺激的な「わけのわからなさ」に身を浸してみよう。
- 08 「みんなちがって、みんないい」を超えて
- 09 同一性ではなく、多様性に基づく「新しい人権」のすがたを描き出す
(『〈当事者宣言〉の社会学』チラシ 人権社会学版の文章, 行番号付)

つまり、『〈当事者宣言〉の社会学』の本の内容を、「多様性に基づく『新しい人権』がいったいどのように現れようとしたり、現れようとしなかったりしているか」というものとして、紹介していこう、という方針を立てたのである。もし、本書をそのように読むことができるのならば、それは読者にどのような新しい認識利得をもたらすことだろうか。上記のチラシ文から、簡単に読み取ってみよう。

まず、01行目「新しい人権」の中には、「みんなが違う」時代に対応したものがあるはずだ、という見通しが提供されている。ついで、02行目「人権思想」と多様性志向がずれる可能性があることが指摘されている。そのうえで、おそらくは高森明の「アブノーマライゼーション宣言」等が想起されることになるだろうけれども、他の一般的な人間の欲望とは違う欲望を前提とした「人権」が必要であるはずだ、という認識が示されている。結論として「同一性ではなく、多様性に基づく」「新しい人権」を描いた本という、本書への新しい位置づけが提供されている。

このチラシの惹句のような「詩的」な表現を、もう少し散文化すると以下の5つの方針のようにまとめ直すことができる。

＝『〈当事者宣言〉の社会学』チラシ 人権社会学版提示の人権社会学の5特徴＝

- ① 人権に関わる議論の範囲を広げる (例: 人間世界に適合するという目標を置かない)
- ② 人権の議論の種類を多様化する (例: 未来社会の人権を論じる)
- ③ 複雑さにひるまない (例: 「わたしのフクシ。」における促されていることの複雑さ)
- ④ 背理法的推論を安易に用いない (例: 「見えない障害バッジ」は何を推奨しているのか)
- ⑤ 非・同化主義の徹底を試みる (例: 「アブノーマライゼーション宣言」ほか)

つまりは、「人権社会学」的思考をすることで、「人権」を充実させたり、「人権」の抑圧性を自覚しやすくなったりすることがある、ということである。アメリカ社会学会の「人権社会学セクション」の主張に引きつけてこの部分を解説するのなら、「人権の歴史や制度や言説や未来についての社会的、政治的、文化的、比較的な成り立ちを理解する」態度を取るということは、つまり「人権」を天賦の普遍的なものとは考えずに、社会学的な多様な存在として扱うということである。

ここまで来ると、上記の5特徴の中の第4の特徴「背理法的推論を安易にもちいない」の当然さと重要性が見えてくる。特定の人権について、その普遍的適用性を疑う以上、「ある人間X」には有用な「ある人権A」が「別のある人間Y」には、「人権」として適用できないという状況（状況ア）が発生しても不思議ではなくなる。「人権」の「普遍性」を信じているとこの「状況ア」の可能性に思い至らないが、「人権社会学」をやると思い至るのである。

背理法を考えることが有効なのは、人権普遍主義者は、しばしば以下のような推論をするからである。証明しようとする命題をたとえば、以下のように考えたとして、「すべての人間 α には、すべての人権が好ましいものである」（命題P）

この命題は、人権普遍主義者によって背理法で以下のように証明される。

まず、命題Pが偽であることを仮定する。たとえば、「ある人権擁護行為Aが、ある個人Xには好ましくないことがある」（命題Q）が成り立つことを仮定する。そうすると、矛盾が生じる（と人権普遍主義者は考える）。たとえば、命題Qは「人権は人間の権利なので、人間である以上、不要にはならない」（命題R）と矛盾する。だから、命題Qは誤りであって、命題Pが証明される。

高森明の「アブノーマライゼーション宣言」は、この背理法が説得力があることを利用している。つまり「人間」の範囲内での話ならば、背理法によって、命題Pが成り立つかも知れないが、それは、人間外生命体である「異邦人」や「変異体」には当てはまらないのである。

あるいは、「わたしのフクシ。」における「見えない障害バッジ」普及運動も、背理法に関係した運動的プレゼンテーションとして解釈可能である。すなわち、「見えない障害バッジを付けている人間は障害を抱えている」という（命題P）を証明すべき命題であると考え、と考えると、「見えない障害バッジを付けている人間なのに、障害を抱えていない人がいる」（命題Q：命題Pを偽とする命題）が矛盾に逢着すれば、元の命題Pが証明されることになる。しかし、端的に、命題Qは矛盾に逢着せずに、成り立ってしまうのである。「見えない障害バッジ」には「障害者用」と「支援者用」の両方があるからである。つまり、「わたしのフクシ。」という新しい運動体の新しい人権思想は、命題Pが運動のシンプルな目標ではないことを、「バッジ」の形状と、誰に渡すのかという渡し方のなかに埋め込んであるのである。そのことが、「背理法」が容易に成立しないことのなかに埋め込んであるのである。

背理法は「カテゴリー」の安定性に依存した思考法なので、カテゴリーに結びついた社会運動においては、背理法による証明が敵になったり、あるいは、問題に気づく契機になったりするるのである。

5 おわりに

本論文では、時系列的に『〈当事者宣言〉の社会学』に関わる事象を追いかけてながら、本を出版することの意義の最大化を目指して、編者が「人権社会学」というとりあえずの出口に出会っている、ということを解説した。

具体的には、まず、同書の意義に関わる第1のポイントとして、従来知られていたメカニズムとはちがって、「主体」と「宣言」の順序が逆の場合もあること、すなわち、「宣言」という「当事者カテゴリーを可能にする活動」が先行する場合もあることに言及していることをあげた。ついで、同書の意義に関わる第2のポイントとして、「人間をめぐる言葉とカテゴリーのダイナミズム」を描けていることに言及した。「ダイナミズム」とは単に「動的であること」という意味ではない。期待させておきながら、期待をわざと裏切るような、「覚醒作用」と呼べるような水準のものも含まれている。この水準は「人権社会学」の学的議論として展開することによって、さらに充実した意義を帯びることが予想され、そこから、欧米圏の「人権社会学」の研究状況の簡単な解説を行った。

なお、「人権社会学」が日本ではほとんど使われていない用語であることの原因の解明等は、次稿で行っていきたいと考えている。また、『〈当事者宣言〉の社会学』には、もちろん「人権社会学」という枠でくくれるのとは違った意義も存在しているが、その一方で、「人権社会学」としての見直しで意義が増大する部分もまだまだ含まれているように思われた。この点も次稿で取り組んで行く対象である、ということとなる。

【注】

- 1) 5人の登壇者の氏名と所属(当時)は、下記の通り。広瀬浩二郎(国立民族学博物館)、高森明(発達障害当事者)、杉野昭博(首都大学東京)、小宮友根(東北学院大学)、上野千鶴子(立命館大学)。
- 2) この「くくり」的感覚については、樫田と小川伸彦先生との打ち合わせ時に、近森(2014)に依拠して、たいへん現代的な感覚であるという合意に達したことが懐かしい。
- 3) 人権社会学という用語は、国内ではほとんど用いられていないようである。例外として、木村(2016)のような法学者による用例が散見される。「社会学的人権論」あるいは「人権の社会的考察」という言い回しなら、小林直樹(2002)の第5章第2節にある。海外では、教科書も論文も多く出されている。たとえば(Brunnsma, Smith&Gran 2015)等がある。しかし、最新の研究動向の把握にまで、まだ至っていない。次稿を期したい。
- 4) 次の【資料1】の通り、『〈当事者宣言〉の社会学』のチラシ(人権社会学版)は、デザイン重視で作成されているが、文字列にも気を遣っている。



「みんなが違う」時代の「新しい人権」とは何か？

人権思想は、ふつうの人間として生きていくために必要なものを求めてきた。

「ふつう」とは何か……ありふれた、でも答え難い問いを考えているうちに、

現実には、それを超えて進んでいる。

みんなにとっての必要を考えるほど、「わたしは違う」の声がこだまします。

耳を傾けてみると、その声は豊かで、しかもアンビバレントだ。

一度、この刺激的な「わけのわからなさ」に身を浸してみよう。

「みんなちがって、みんないい」を超えて

同一性ではなく、多様性に基づく「新しい人権」のすがたを描き出す

〈当事者宣言〉の社会学

言 梶 田 美 雄 ・ 小 川 伸 彦 編 ・ 東 信 堂 (2 0 2 1)
り ゴ ー



【資料1】『〈当事者宣言〉の社会学』のチラシ（人権社会学版）

【参考文献】

- アメリカ社会学会, n.d. 「人権社会学」セクションサイトにおける解説, (2021年3月20日閲覧, <https://asahumanrights.wordpress.com/about-us/>) .
- Austin, J.L. 1962, *How to Do Things with Words*, Oxford University Press. (坂本百大訳, 1978, 『言語と行為』大修館書店.)
- Blau, Judith & Mark Frezzo (eds.), 2012, *Sociology and Human Rights: A Bill of Rights for the Twenty-First Century*, Sage Publications.
- Brunsmas, D.L., Keri E. Lyall Smith & B.K. Gran, 2015, *Expanding the Human in Human Rights: Toward a Sociology of Human Rights' Paradigm*, Paradigm Publishers.
- 近森高明, 2014, 「タグづけされる世界と「くくり」の緩やかな秩序」『ソシオロジ』59(2): 93-100.
- 広瀬浩二郎, 2009, 『さわる文化への招待——触覚でみる手学問のすすめ』世界思想社, 192-194.
- 檜田美雄・小川伸彦, 2021, 『〈当事者宣言〉の社会学』Amazon サイト内広告文, (2021年3月30日閲覧, <https://www.amazon.co.jp/%E5%BD%93%E4%BA%8B%E8%80%85%E5%AE%A3%E8%A8%80-%E3%81%AE%E7%A4%BE%E4%BC%9A%E5%AD%A6%E3%83%BC%E8%A8%80%E8%91%89%E3%81%A8%E3%82%AB%E3%83%86%E3%82%B4%E3%83%AA%E3%83%BC-%E4%B8%8A%E9%87%8E-%E5%8D%83%E9%B6%B4%E5%AD%90/dp/4798916544>) .
- 檜田美雄・小川伸彦編, 2021, 『〈当事者宣言〉の社会学——言葉とカテゴリー』東信堂.
- 木村晴美・市田泰弘, 1995, 「ろう文化宣言——言語的少数者としてのろう者」『現代思想』23(3): 354-362. →1996, 『現代思想』24(5): 8-17.
- 木村光豪, 2016, 「移行期のカンボジアにおける人権と社会, 文化——『人権のヴァナキユラー理論』の構築に向けて」(関西大学学術リポジトリ) .
- 小林直樹, 2002, 『憲法学の基本問題』有斐閣.
- 杉野昭博, 2021, 「障害ソーシャルワークの視点から見た障害者運動の主張——「障害受容」と「当事者宣言」」檜田・小川編『〈当事者宣言〉の社会学——言葉とカテゴリー』東信堂, 55-77.
- 高森明, 2008, 「アブノーマライゼーション宣言——異邦人および変異体のための問題提起集」(ブログ「グレーゾーン学とアブノーマライゼーション」掲載記事, (2014年10月10日閲覧, http://uramonken.at.webry.info/200810/article_1.html) .

(以上, 筆者名アルファベット順)

『現象と秩序』投稿規定・執筆要領

『現象と秩序』編集委員会

2015年 10月 26日改訂

2017年 9月 30日改訂

2018年 3月 20日改訂

2019年 3月 10日改訂

2020年 3月 16日改訂

2021年 3月 31日改訂

1. 投稿資格

『現象と秩序』編集委員会委員本人およびその紹介者は、『現象と秩序』に投稿することができる。

2. 原稿の種類

1) 投稿する原稿の種類は、人文・社会科学及びそれらに関わる学際領域の原著論文、ショート・ペーパー、論文、解説・総説、研究ノート、調査報告、実践報告、インタビュー記録、シンポジウム記録、書評、その他編集委員会が適当と認めたものとする。

2) 区分の指定は編集委員会が行うものとする。

3. 査読

1) 本誌への投稿原稿の掲載については審査制度をとる。なお、本誌では創刊以降、全ての論考が編集委員による査読を経て掲載されてきた経緯があるため、過去の全論考に関しても査読制度の適用があったものであることを確認する。

2) 原著論文及びショート・ペーパーは匿名査読制とする。匿名査読を希望する原稿については、投稿申込時にどちらの区分を希望するか明記すること。匿名査読を経た論文については、雑誌表紙のタイトルおよび論文の最初のページに「匿名査読論文」と明記する。匿名査読の手続きの詳細に関しては、編集委員会が別に定める。

- 3)査読は編集委員会が行う。但し、匿名査読に関しては、編集委員会から委託された匿名の研究者が査読意見を文書で提出するプロセスを必ず経るものとする。
- (1)編集委員会委員による査読が望ましくない場合／困難な場合は、委員会委員以外に査読を依頼することがある。
- (2)投稿から査読結果を通知するまでの期間は最大1ヶ月とする。
- (3)本誌は紙版発行とWEB上掲載の両方の手段で学術的見解の公表をするWEB誌であり、したがって、随時投稿が可能である。投稿者は、査読結果が「要修正」となった場合には、必要な修正を行ったうえで2ヶ月以内に再投稿する。再投稿された原稿については、編集委員会が採否を決定し、投稿者に連絡がなされる。採用された場合は、執筆要領にしたがって電子ファイルによる完全原稿を作成し、編集委員会（当面は、〒651-2103 神戸市西区学園西町3-4 神戸市看護大学内榎田研究室, kashida.yoshio@nifty.com）宛に、提出しなければならない。

4. 発行

冊子での発行は年1回、10月の発行を原則とする。編集委員会が形式要件を確認した日をもって原稿受理年月日とする。電子媒体による完全原稿は随時受け付け、掲載決定されたものについては、必要と希望におうじて随時ホームページ上で公開する。投稿者は投稿論文等がWeb上で公開されることを予め承認すること。

5. 執筆要領

- 1)原稿は邦文、欧文のいずれでもよい（いずれも、横書きのみ）。
- 2)電子ファイルによる完全原稿は以下の様式に従って作成する。
- 3)原稿はMicrosoft Wordで作成すること。
- 4)原稿はA4サイズとする。余白は横組みの場合は、上35mm、下30mm、左右それぞれ30mmとること。
- 5)図表および写真はできるだけ論文の本文中に挿入する。

6) 字体, 字の大きさ, 段落は以下に従って作成すること.

(英語論文の場合)

タイトル: 英語のタイトルは Times 系フォント, 16 ポイント, 太字, タイトルの脇に雑誌タイトル等を記載する. 英文の雑誌タイトルは, **Interdisciplinary Journal of Phenomena and Order** とする.

サブタイトル: タイトルに準じるが字数によっては, フォントを 12 ポイント程度にまで小さくしてもよい.

著者名: Times 系フォント, 12 ポイント, 太字.

所属: Times 系フォント, 11 ポイント. また, **Corresponding author** が分かるようにしたうえで, メールアドレスも付記すること.

Abstract: Times 系フォント, 11 ポイント.

Key Words: Times 系フォントでサイズ 11 ポイント, イタリック.

本文, 引用文献: 2 段組み. Times 系フォント, 11 ポイント. 1 頁の行数は 50 行程度.

英文原稿に限り, 各段落間に 1 行の空白行を挿入する.

日本語文献を文献表に載せる際には, 英訳とローマ字表記の両方を載せるか, ローマ字表記のみを載せるかは, 執筆者の任意とする. なお, 外国語文献のうち邦語訳が出版されているものに関しては, 訳書・訳論文の書誌情報を日本語で掲載する.

(日本語論文の場合)

表題: 日本語のタイトルはゴシック体フォント, 16 ポイント.

副題: 表題に準じるが, 字数によっては, 12 ポイント程度にまで字を小さくすることができる.

著者名: ゴシック体フォント, 12 ポイント. 所属: 明朝体フォント, 11 ポイント. 責任著者が分かるようにしたうえで, メールアドレスも付記すること.

英語によるタイトル, 著者名, 所属, **Key Words**: 所属の次に英語によるタイトル, 著者名, 所属, **Key Words** を入れる. 体裁は上記英語論文と同じ.

本文, 参考文献, 註: 1 段組み. 小見出しはゴシック体, 11 ポイント. 本文は, 明朝体フォント, 11 ポイント. 1 頁の行数は 36 行程度. 字数は 40 字程度.

6. 経費

当面は発行者が負担する。PCからのプリンター出力可能な完全原稿を提出しない者は、版下作成にかかる経費の負担をお願いする場合がある。抜き刷りの提供はないが、執筆部分のPDFファイルが提供される。

7. 書式

上に指定した以外の書式に関しては、特別の理由のないかぎり、『社会学評論スタイルガイド（第3版）』（<http://www.gakkai.ne.jp/jss/bulletin/guide.php>）に従うものとする。

但し、見出し、及び、小見出しは左寄せとする。また、見出し、及び、小見出しの後に行空けを行わない。更に、将来のJ-Stage掲載を見据えて、文献表においては、同一著者が連続する場合であっても「——」表記はせず、繰り返しの著者名表記とする。

【編集後記】『現象と秩序』第14号をお届けします。この度、投稿規定・執筆要領の改訂をおこないました。本誌では創刊以来、すべての論考について編集委員の査読を経て掲載してきましたが、その旨を明示しました。詳しくは本誌73～76頁に掲載されている「投稿規定・執筆要領」をご確認ください。

さて、今回も方法・内容ともに多種多様な論考が掲載されています。

第1論文のテーマは「試着」。近年ではヴァーチャルな試着も部分的に可能になっていますが、そもそも私たちは衣服をどのように着ているかをビデオ・エスノグラフィーの手法で分析する重要性に気づかせてくれます。第2論文のテーマは「セクシャル・ハラスメント」。性被害のなかでもある意味で特殊なこの現象を定義づけることの難しさを、「公／私」「客観／主観」を区別する認識の問題から切り込み、被害者の語りがそうした認識の問題を乗り越える「戦術」的な抵抗となりうる点を示しています。第3論文のテーマは「ヒアリング・ヴォイシズ運動」。日本における同運動の輸入過程で生じた説明の変化をつぶさに追いながら、聴声当事者へのスティグマ付与に抗するパッシングと、一貫した当事者利益の可能性が見出されています。第4論文のテーマは「罵り言葉」。大阪方言における罵りの意を持つ助動詞の違いを待遇表現の観点から読みとくことで、たんに言葉自体の強さだけでなく関係性における意味の違いを明らかにした論考です。第5論文のテーマは「人権社会学」。『〈当事者宣言〉の社会学』（2021年、東信堂）を、日本ではまだ馴染みのない「人権社会学」の書として読むと、どのような視座が拓かれてくるかが考察されています。

いずれも日常生活に気づきをもたらしてくれる論考です。ぜひご堪能ください。（H.Y.）

『現象と秩序』編集委員会（2021年度）

編集委員会委員長：堀田裕子（愛知学泉大学）

編集委員：樫田美雄（神戸市看護大学）、中塚朋子（就実大学）

編集幹事：川上陵哉（神戸市外国語大学）

編集協力・印刷協力：村中淑子（桃山学院大学）

『現象と秩序』第14号 2021年 3月31日発行

発行所 〒651-2103 神戸市西区学園西町 3-4

神戸市看護大学 樫田研究室 現象と秩序企画編集室

電話・FAX) 078-794-8074（樫田研）、e-mail: kashida.yoshio@nifty.ne.jp

PRINT ISSN : 2188-9848

ONLINE ISSN : 2188-9856

<http://kashida-yoshio.com/gensho/gensho.html>